

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和5年3月6日（月）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 一般質問 】	1
日程第2 一般質問	
(1) 3番 近藤 聖 君	1
(1) 町の空家対応施策について	
(2) 町内小中学校児童・生徒の健康や体力等の状況について	
(2) 2番 遠藤 裕樹 君	15
(1) コロナ感染症5類移行の対応は	
(2) 諸物価高騰についての対応は	
(3) 観光客の回復について伺う	
(3) 4番 山崎 邦廣 君	31
(1) 自治会の地域活動推進について	
(4) 5番 柴田 勇雄 君	38
(1) 町会計年度任用職員の処遇改善策の町長所見等について	
(2) 葛巻病院正面玄関前 通路の「通行禁止」の早急改善につ	
いて	

(5) 9番 姉 帯 春 治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

- (1) 葛巻町若者定住支援住宅について
- (2) 若者の住宅建築、中古住宅取得に対する助成について
- (3) 町発注工事などの人件費について

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和5年2月23日（木）					
再開年月日	令和5年3月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年3月6日（月） 開議10時00分 散会15時15分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3 番	近藤 聖		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	副 町 長	觸澤 義美	まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	鹿崎 良宏	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	触沢 誉		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
建設水道課長	和野 康弘			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、3番、近藤聖君。

3番 (近藤聖君)

ご苦労さまでございます。今日は、2月15日、

啓誓でございます。春一番の質問をさせていただくことを感謝申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。最初の質問は、町の中心部の住民の関心が大変高い町内の空き家に対する施策とその状況及び空き家対策を含む将来の町中心部の街並みについてです。

今年の1月に葛巻町議会議員と町内の小中学生によるふるさと懇談会が開催され、子供たちからいろいろな意見や提言を述べていただきました。どの学校の児童生徒も、町の現状や将来について真剣に考え、率直に意見をまとめており、中学校からは空き家問題についての意見も発表されました。

空き家問題については、人口減少や高齢化などの様々な要因で、葛巻町に限らず、全国的な課題となっておりますが、町内の中学生が空き家の活用について提言をするということは、それだけまちづくりや自分たちの生活の将来像に関心を深めているということであり、子供たちの提言をうれしく、頼もしく受け取りました。

さて、空き家問題は、さきに述べたように全国的な課題であります。2020年現在、全国の空き家は約880万戸、空き家率は14.6%に達しております。岩手県内はさらに高く、16.1%だそうです。この数値は、20年前の1.8倍になり、少子化や高齢化が進むことで、今後ますます難しい問題になっていくと思われまます。空き家問題は、その家、事業者だけの問題ではなく、周辺の景観や街並みの見栄えを損なったり、徐々に老朽化して自然災

害により倒壊して通行の妨げになったりすることが考えられます。また、山間の一軒家の場合は、不審者や不特定移動者が入り込んだり、原因不明の火災が発生する原因になるかもしれません。テレビなどで時々空き家対策がうまくいっている例が報道されることもありますが、年々増加する空き家の推移から、全国のほとんどの自治体では空き家対策で苦勞しているのではないかと推察されます。

葛巻町では、空き家対策事業「おでゃあんせ！くずまきへ」を進めておりますけれども、その現状と今後の対策、そして空き家施策に関連して町中心部の街並みをどう開発していくのかについて伺います。

1点目は、町内の空き家の数、純粋な空き家の数はどのように推移しているのか。恐らく増えているだろうと思いますが、その増え方はどのようなになっているのか。また、現在の状況はどのようなになって、それにどのように対応しているのか伺います。

2点目は、町では空き家に対する施策として、平成 23 年度から空き家バンク事業を推進しております。事業に取りかかってから 10 年以上経過していますけれども、どのような成果を上げてこられたのか。また、今後の見通しについてどのように進められるのか伺います。

3点目は、当然空き家も含めた街並みについてです。最近町中心部にあった空き家が2棟取壊しになり、1か所は駐車場に、1か所は空き地にな

りました。空き家の増加やその処置によっては、街並みの様子が少しずつ変化していくと思われまます。今後町中心部の街並みをどのように整備、開発していく方向なのかお聞かせください。

次の質問の項目は、町の子供たちの健康や学校、体育の状況についてです。今年の正月明けの岩手日報に 2022 年度学校給食調理コンクールで葛巻町学校給食センターが最高賞を獲得したというニュースが載っておりました。大変すばらしい結果で、町の子供たちの成長の一端をしっかりと担っていただいていると感じ、拍手を送りたいと思いました。栄養教諭さんや調理員さんの努力に心から感謝いたします。

今回受賞したメニューを考案した理由を読みますと、葛巻町の児童の肥満傾向が高いことを受けて、その課題改善のためにかみ応えやカルシウムの摂取など、肥満防止に役立つことを意識して作成したということでした。受賞は大変すばらしいことなのですが、この調理メニューを考えた理由がとても気になりました。

かつて葛巻町の子供たちの肥満度が全国の中でも最も高いということで、教育活動の中に肥満防止対策のプログラムを取り入れた教室を設置している時期がありました。今もあるのでしょうか。ちょっと調べていなかったんですが、確かに運動や行動が不自由そうな子供が少なからずいたことを覚えております。また、学校の統合や合併、吸収によってスクールバスでの通学が肥満の子を増やすのではないかとこの保護者や地域の

方の心配を幾つか聞きました。岩手県の児童生徒の肥満度のデータを見ると、令和3年度では4つの学年で全国ワーストワン、ほかの学年もほとんどがワーストテンに入っています。葛巻町の子供たちも同じように肥満の傾向が高く、健康に影響があるのではないかと心配しているところです。そこで、次の3点について伺います。

1点目は、町内小中学校の児童生徒の肥満の傾向と現状はどうなっているのでしょうか、伺います。

2点目は、学校現場における肥満が認められる児童生徒への対応と指導はどのように進められているのかお聞きします。また、現状を受けて、今後どのように肥満を改善する方策を講じていくのかお聞きします。

3点目は、子供たちの健康増進や体力づくりとして体育の学習が重要かと思いますが、特に冬季、冬の体育授業は十分望ましい形で実施されているのだろうか、課題としてどんなことが考えられるのか伺いたいと思います。

以上、2つの項目、6点の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。1件目の町の空き家対応施策についてであります。町

内の空き家の数の推移と現状であります。町内の空き家につきましては、これまでに町全体を対象とした実態調査を行っておらないことから、実数については把握できておりません。しかし、一つの参考といたしまして、国勢調査による世帯数の推移を見てみますと、平成22年の2,664世帯に対しまして令和2年は2,349世帯でありまして、この10年間で300世帯以上が減少していること、そういう状況を鑑みますと、相当数の空き家が発生していることが推察をされるものであります。

また、現状としましては、盆、正月などの一時帰省用に利用しているケース、残置物の処分が煩わしい、そのために放置しているケース、経年劣化による使用に堪えないケースなど空き家活用が難しい物件が多いほか、町内に不動産業者等がないことで空き家の賃貸や売買につながりにくい状況となっていると、そのように感じているところであります。

次に、2点目の空き家バンク事業の成果と今後の見通しについてであります。町では、1点目でもお答えしました現状を踏まえ、町の人口減少対策の一環として移住定住希望者の受皿の一つであります住居の確保対策として、平成22年度から空き家バンク事業に取り組んできたところであります。

事業の内容であります。空き家バンクの物件購入者に対しましては最大で50万円、物件を売買、賃貸した所有者に対しましては5万円をそれ

ぞれ奨励金として交付するほか、空き家をリフォームして売買、賃貸する場合には 20 万円を上限にリフォーム費用の 50%を助成するものであります。空き家バンク事業にご理解をいただきました所有者の皆さんのご協力により、これまで 51 件の物件登録があり、うち 21 件で賃貸成立、9 件が売買に至っているところであります。移住者のみならず町民の皆さんからの相談も多く、定住者確保対策の一つとして一定の成果を上げている、そのように認識をいたしておるものであります。

今後であります、空き家の利活用をより推進するため、所有者でありましたり、利用希望者のニーズ把握と支援策の拡充、検討に努めるとともに、国、県の支援事業等も活用しながら、空き家バンク事業の充実を図るため本事業の周知のみならず、物件登録を広く促す情報発信にも今後力を入れてまいりたいと、そのように考えております。

次に、3 点目の町中心部の街並みをどのように形成していくかについてであります。町中心部、特に茶屋場地区から城内小路地区までのまちなかエリアにつきましては、小売店、飲食店が軒を連ねる商店街として、街路灯の整備でありましたり、ハンギングバスケットでありましたり、雪だるまロードの取組でありましたり、各自治会におきましてはちょうちんであったり、イルミネーションなどの装飾による魅力ある商店街の形成にご尽力をいただいているところであります。こういった施策、地元の住民の方々の理解があつて

初めて成り立つものでございますので、その点につきましてのご理解も賜りたいというふうに思っています。

そうした中、平成 29 年に国道 281 号のバイパス機能を持つ町道茶屋場田子線が開通したことにより、徐々にではありますが、交通の流れも変化をし、さらにはコロナ禍の影響も受け、国道を歩行者天国として、商店街全体をイベント会場とする新たな開催方法を取り入れたところであります。

あわせて、長年の課題でありました町中心部への誘客につきましては、複合型庁舎くずま〜る、そしてまた林業の町の広告塔、木製大橋が整備されたことによりまして、ハード面での環境が整いつつある一方で、ハードを生かすソフト面でのさらなる魅力向上が重要となるものと考えております。

このほか、平成 31 年にはくずまき DMO による観光地域づくりの取組の一環として、まちなかエリアビジョンを策定し、町中心部にある既存建物、建築物などを活用しながら、街並みの魅力を高めることで町内の周遊、来訪者の滞在時間の延伸などの観光交流のほか、地域経済の活性化が図られるような取組を進めてきているところであります。

そうしたことから、先日提案させていただきました令和 5 年度一般会計当初予算におきましても取組をより加速するため、くずま〜る周辺の環境整備計画の策定にかかる費用を計上させてい

ただいているところでありますので、どうぞ当初予算にはご賛同賜りたいというふうに思います。

次に、2件目の町内小中学校児童生徒の健康や体力等の状況についてお答えをいたします。1点目の町内小中学校児童生徒の肥満の状況についてであります。児童生徒の肥満の状況につきましては、学校保健安全法に基づき毎年度実施している定期健康診断の結果を受け、身長別標準体重から肥満度を算出しており、肥満度20%以上の児童生徒が肥満傾向であると判定されるものであります。

まず、小学生の肥満度であります。平成25年度の26.8%をピークに改善されてきてはいるものの、令和3年度におきましては18.9%、中学生の肥満度につきましては、平成23年度の23.1%をピークに改善はされてきてはいるものの、令和3年度におきまして15.2%で、いずれも県平均、全国平均を上回っている状況でございます。

一方で、小学5年生が対象となる令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、肥満傾向は高いものの、身長は県平均、全国平均を上回っておりますほか、50メートル走以外の体力測定項目のほとんどで県平均、全国平均を上回っている状況にあるものであります。

当町の場合、児童生徒数が少ないため、調査対象となる学年により数値の変動に大きな影響が生じるものではございますが、肥満度が平均より高い状況であることは認識をいたしております。

次に、2点目の学校現場における児童生徒の肥

満対策と今後どのように進めていくかについてであります。肥満は生活習慣病などの健康障害を招く危険性があると言われておりますことから、食習慣を含む規則正しい生活習慣の確立や適度な運動の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組が必要とされているところであります。

そうした中、学校現場における対策であります。健全な食習慣の実践には学校給食が果たす役割は大きいものがあることから、肥満対策として、よくかむことで満腹感が得られるメニューを導入する取組なども行っているところであります。先般、岩手県学校給食調理コンクールにおいて高い評価をいただいたところであります。

あわせて、町内全小中学校を栄養教諭が訪問し、心身の成長や健康保持、増進のための望ましい食事の取り方など、食に関する指導を学年ごとに行っているものであります。

運動面におきましては、今年度からふるさとキャンパス体力向上事業に取り組んでおり、県のアドバイザー指導の下、体力向上に関する指導、食育、保健指導と関連させ、運動習慣、食習慣、生活習慣の改善を図ろうとするものであります。

今後におきましても、児童生徒の肥満解消、健康増進のため、学校、家庭、地域が連携をし、適正な運動習慣、食習慣、生活習慣が生涯にわたり実践できるような取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の冬季の体育授業の取組と課題についてであります。冬季の体育授業につきまして

は、小中学校学習指導要領に基づき、降雪や凍結などの季節的な面を考慮し、体育館で実施できる運動領域を中心とした内容で年間指導計画に位置づけて行っているところであります。

一方で、降雪地域である利点を生かしたスキー学習を取り入れるなど、各学校が工夫を凝らし、冬のスポーツに親しむ機会の創出に努めているところでもあり、現時点で課題があるとは認識はいたしておりません。

町では、引き続き児童生徒の健康維持や体力増進などのため、学校、家庭、地域、関係団体などと連携を図りながら、健やかな成長をサポートしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。予定していた再質問の部分で、今の中でお答えいただいたこともかなりありましたので、少し短くなるかと思えます。

まず、空き家対策についてですが、空き家対策と移住者対策がうまく組み合わせられて大きな成果を上げている報道や記事を見ることがあります、テレビとか新聞とか雑誌なんか。いろんな条件が合致するだけでなく、強力で事業を推進する専門の担当者がいたり、それを支える地域の協力

者が活躍していることが多いようです。ただ、よいことはよくそういうふうにならぬで出てきますが、こうすればうまくいくという方程式は多分なかなかないんだろーと思います。失敗例もたくさんあるんだろーと、あるいはうまくいかないというんですか、そういう点もたくさんあるんだろーなと思います。葛巻町の取組は、先ほど答弁いただきましたように成果を上げているんじゃないかなというふうに私も感じます。今後さらに積極的な施策の推進で空き家の利活用が進むことを期待したいと思います。

その空き家の利活用についてですが、さきに述べた中学生とのふるさと懇談会で、空き家のリフォームを進めたらよいのではないかという具体的な意見がありました。確かに古い、そのままの空き家では入居意欲がそがれるとは当然思いますが、町では、定住対策住宅取得支援事業などを進めておまして、それに相当応募もあり、成果も上がっているという先ほどお答えいただきましたので、大変すばらしいなと思いますけれども、リフォームをするときに、入居するときには例えば50万円補助するとか、そういう補助の仕方もちろん今後も大事なんだろーと思いますけれども、私は中学生の意見を聞いて、ふと思ったんですが、空き家を町のほうで、全額とは言わないまでも、初めから新しく作り替えることを考えてリフォームして、それからいろんな応募を募る、入居を募るといいますか、そういうふうな形の一步進んだような施策はどうなのかなと思っ

たんです。これはお金もかかることで、それから当然住居の持ち主の問題もありますので、どちらかといえば思いつきではありますけれども、しかしそういうふうな思い切った施策を今後していくことも大事じゃないかと思うんですが、その点についていかがお考えでしょうか、お答えをお願いします。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの議員さんの質問についてお答えさせていただきます。大胆な、町が財産を、いわゆるその空き家を購入とかしてということでありましたが、現時点では財産取得という観点から、個人の資産形成を町でというもので進めている制度は当然ないものでございます。

その代わりと言ってはあれですが、空き家バンク事業を通じましてマッチングということで、この空き家とこの利用者さん、いかがですかということで見せて、取得に対して最大 50 万円の補助をしているという部分であるとか、あとはリフォームをして利用する、あるいは当然古く、こちらの答弁でもありましたとおり、長期間にわたって使用していないことから水回り等が悪くなっている、あるいは水洗化になっていないということで、現在の利便性に欠けるといった点が多く見受けられ、なかなか費用がかかることから、マッチ

ングは成立していないのが現状でございます。

そのようなものに関しては、町の様々な制度、例えば建設課で進めている水洗化工事であるとかエコ・エネ補助、そういったもの、あるいは農林課では町産材を使った補助が出るとか、そういった様々な補助を組み合わせ、町が買い取ってやるという制度ではないんですが、その家屋に対して様々な各課の支援をつなぎ合わせまして一つの住居をその方々につなぐという制度、そういうふうな部分でやっております。

また、今後につきましても需要が高く、また家をリフォームするというのは町内の経済活性にもつながっておるものでございます。そのようなことから、今後の部分についても来年度予算で何とかその分が担えないか、あるいは予算アップの部分も含めて検討している最中でございます。ということから、現在では町が買い取って提供するというのはちょっと考えにくいというか、案の一つとしてはあると思いますが、現在進めている施策としてはないものでありますので、繰り返しになりますが、各課で取り組んでいる、そのようなリフォームの補助をうまくつなぎ合わせて、一つの事業だけではなくて、より一つの家屋に対して補助を様々つけて、恩恵が受けられてマッチングにつながるような努力をしているものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

今のような、ちょっと思いつきのような言い方をしたんですけども、なぜそれを思ったかという、ふだんよく聞くんですが、町では新しい住宅を建てて、定住対策として住宅を建てているところにもうほとんど入居して、入りたいけど入れないという現実があるという話をお聞きしていました。ということは、今後ますますそういうふうな事案が出てきたときに、一つの方法としてあるんじゃないかなと思って。新しい住宅を建てるとするのは、またお金もかかりますし、場所の問題もありますし、むしろそういう空き家を何とか利用できないだろうかという思いから、そういうふうに考えたものです。

今までの空き家バンクやいろいろな定住対策について、私は反対をしたり、それにけちをつけようという気は毛頭ありません。今後もぜひ進めたいと思いますし、それに対応して町外からたくさんの方が町へ来て住んでいただくことを私も望むものであります。

さて、次に行きますけども、町内でこの建物、倒れたら危ないと思われるような家屋がずっと何年もそのままになっている例が今まで見受けられたことがあります。倒壊したら通行の妨げになるだけでなく、実際に何とかならないものかと役場の方にお話をしたこともあります、私も。

平成 27 年 5 月施行の空家等対策の推進に関す

る特別措置法では、国や市町村における対策、計画推進の概要が示されていますが、その中に特定空家等に対する措置という項目があります。特定空家に指定された場合、自治体の指導、勧告、命令ができて、行政代執行も可能となっていますが、葛巻町の特定空家の現状はどうなっているのでしょうか。

また、特定空家と認められた場合の措置と対応についてはどのように進められるのでしょうか、お伺いします。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。特定空家とは、先ほど議員おっしゃいましたとおり、そのまま放置すれば倒壊、もしくは保安上危険のおそれのある状態、また衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、こういうことを特定空家ということになっておりますけれども、それに対して町のほうでこれまでの取組ということですが、これまででは町とすれば町道などのパトロールと併せて調査などを行ったりとか、また町民からの情報などで特定空家、いわゆる危険なところだよということで、どうにかできないかということで相

談を受けて、所有者の方を特定しながら指導を行ったケースはございます。

ただ、これについては現在何件ぐらいあるのかとか、そういったところでの数値などについては押さえていない状況でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。ありがとうございます。先週の新聞に載っていたんですけれども、政府は空き家の増加抑制策を盛り込んだ特別措置法改正案を閣議決定したという、3月4日、岩手日報で読みました。それによると、周囲に著しい悪影響が生じている特定空家の指定とは別に、管理不十分で倒壊のおそれがある管理不全空き家という枠をつくるというふうな指定ができるという、しかもそれを固定資産税軽減対象から除外するというふうに載っていました。特定空家と同じようになるということだと思いますけれども。

さらに、空き家の利活用や代執行措置を自治体が実行しやすくする内容も含まれていると書いてありました。何となくこれは都会の空き家事情の逼迫を念頭に置いたのかなというふうな新聞の記事を読んだだけでは思ったんですけれども、でも先週のもの今日という、急なことで恐縮なのですけれども、こういう法律改正で空き家バンクの施策に何か影響は、今後考えられることはある

でしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問にお答えいたします。私のほうでもその新聞記事等を見ておまして、これから何か住民の意識が変わるのではないかなというのは感じておるものでございますが、議員さんおっしゃるとおり、具体的にでは何がというのは、ここではちょっと申し上げにくい部分ではありますが、想像でしかない部分でございますので。ただ、そういったことで、国が空き家に対しての考え方を一定数示したということ、あるいはその中には、私も読みましたけれども、空き家の有効活用に向けて活用の種類とか、例えば住宅街だったところをカフェとか店舗にとか、そういうふうな部分、あるいは市町村とNPOが連携しやすい仕組みというのもございます。そういうふうな部分を町がうまく活用しながら、町民の方々も、あっ、こういうふうにして、なる前に早く利用しなければ、あるいは早く見切りをつけて、そういうふうな部分を利活用、いわゆる売買であったりとか、あるいは賃貸とかやっていくという動きの一つにはなるのではないかなとは感じているものでございます。

こういったことを受けて、この制度が始まりますよということも含めて、当課でも事業周知につ

いて、まずはPRすることが大切だと思っております。そういったことを進めながら、葛巻町の空き家が移住定住対策の一つになるということで、大きなその部分に活用されるようなことが目的の一つではあると考えておりますので、そういうふうな部分をこの法制度をうまく利用して移住定住対策、あるいは葛巻の人でも新しい家に住むようなことにつながることを期待して事業を進めていきたいと考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

先週の記事を今日の中身に持ち出して、急な質問のような形で大変申し訳ありません。ただ、こういうふうな、恐らく法令もそうだし、いろんな変化が、世の中の変化もあると思うので、ぜひとも町の利益と申しますか、町民の利益になるような、そういう方向に対処していただきたいなど、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。具体的なことなんですけども、新町の旧遠藤邸の、町家ですね、町家の東隣の空き家について、平成元年9月議会、今回ちょっと調べてみたんですが、取壊しの方向であり、利活用については検討するという議会答弁を読んでいたら見つけました、ありましたので、その後の様子を見ていますと、建物はそのままになっており、まちなかの活性化につながるような利活用に

つながってはいないように思うのですが、検討後の方向性や具体的な活用計画など、進められているのでしたらご説明をいただきたいと思ひます。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問についてお答えいたします。この利活用については、議員さんおっしゃったとおり、当初から変わっておらず、その方向では検討を進めてまいっておるところでございますが、現在ももとの所有者さん等の中に残っております商品と申しますか、あと備品とか、いわゆる残置物と申しますが、そういったものの処理について法的な部分が必要となることから、ももとの所有者さんとの相談というかを進めていたところであると私も伺っておりますが、その対応がなかなか、今こちらにいない方だということで、進んでいない状況であることから、現在に至っているということで聞いております。

今後の活用につきましては、当時と変わらず町家の旧遠藤邸を今も使っておるんですが、その活用と併せて何とか活用していくということで、いわゆる解体等に向けても今後、今申し上げました課題等について、より所有者さんとの協議を進め、検討をしている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

結構町民から期待をしている声といいますか、あそこどうなるんだろうと、こうなったらいいなとか、あそこを使えば何とかんとかとか、そういうふうな声は結構聞くんです。ですから、町民もやっぱりそれだけ関心を持っていることだと思いますので、今後よい方向に活用ができるようにぜひとも善処していただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一点お聞きします。よかったら町長にお聞きしたいんですが、かつての議会答弁で、平成24年6月議会の山岸議員への回答のところで見つけたんですけども、見つけたといいますか、知っているんですけども、中心部の街並みを盛岡の手づくり村のような通りにしていきたいというふうにおっしゃっておいりました。その構想は現在でもお持ちなのでしょうか、またその構想を進めるために何か手だてを講じているのでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、まちなかの景観を含めたまちづくりといいますか、中心街のまちづくりについてのご

質問であろうと思いますので、お答えさせていただきませんが、まずこれまでの経緯を少しお話しさせていただきますが、平成20年にまちなかにぎわいの創出を図りたいということの中で、商工会、それから自治会、そして町との中でのまちなか活性化協議会を結成いたしまして、まず四季のイベントを開催しながらその機運を盛り上げて、街並みの景観形成までも含めた考え方の中で立ち上がったものであります。

そして、次の22年でありますが、その際にはまちなかの活性化整備検討委員会を立ち上げまして、これについては県、そして町、商工会、それから団体等からも入っていただいたわけでありましたが、その中でまちなかの活性化構想等に向けての検討もしたところでございます。その中では、特にも中心部の皆さんにその構想案も示しながらのまちづくりワークショップを3回ほど開催したものであります。

そういう中に、残念ながらまちなかの活性化についての提案といたしましては、セットバック方式、あるいは現状のままでも片側通行、そういう案等も構想の中に盛り込みながら、今後の進めるべき方向性ということで懇談もさせていただいたところでもございましたが、なかなか様々な課題等もあるわけでありましたが、機運としてそのような機運にはならなかったというのがこの取組の経緯の中でもご理解もいただきたいと、このように思っているものであります。

そういう中で、今度、最近といいますか、町長

からも答弁いたしましたように、くずまきDMOによる観光地域づくりの取組の一環といたしまして、まちなかエリアの魅力を高めて町中心部に人を呼び込むという、そういう狙いの下に、平成30年度からであります、まちなかエリアビジョン等を策定しているところであります。町中心部の街並みの魅力を高めることで、町周辺の周遊、そして来訪者の滞在時間の延伸を図りながら地域の活性化に結びつけていくというのが今目指している取組であるわけでありまして、中でもまちなか中心部にある空き家あるいは既存の遊休不動産等も活用するということとか、若い世代を中心とした希望する起業家の集積を図りながら、挑戦したい人が利用できるような、そういう空間を整備しながら中心エリアのにぎわい創出にも活かしてまいりたいと、このようにも考えているものであります。

この取組の一環といたしまして、手づくり村の話もありましたが、豆腐づくりであったり、あるいは煎餅づくりであったり、そのほか昔でありますと焼麩といいますか、そういうもの等も伝統的に盛んに作られていた時期もあったわけでありまして、そういうところ等も踏まえながら、あるいはまたスイーツ等のものづくりの技能を持った職人を誘致すれば、より話題性の高い、そして魅力のある街並みの形成に結びつくものであろうと、そのように考えておりまして、職人の誘致に向けても事業化の支援策といたしまして2,000万円の8割を助成しながら、いろんな機会にそう

いう創設に向けての誘致に向けて、PRといたしますか、話をさせていただいているところであります。こうした中に、何人かは現地を見たり、あるいは問合せをしていただいたり、いろいろありますが、現時点では誘致までには至っていないところであります、引き続き誘致に向けて一層の努力をしてまいりたいと、このように思っておるものであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

私もまちなかに住んでいるので、そういう手作りのお店がどんどんなくなっていく。煎餅屋さんもなくなったし、床屋さんも今1件しかないし、鍛冶屋さんもまちなかはなくなったし、げた屋さんもやらなくなったし、自転車屋さんも1件だけになったし、手芸品屋もつい最近なくなりましたので、そういうふうな手作りのものにつながるというのは構想としてすごくいいなと思うので、今後可能性を含めて、町のほうでいろんところで盛り込んでいただきたいなという、これは町民の案外正直な気持ちだと思います。

今回お聞きしたのは、いまだに町民の方から「昔、町長さんは手づくり村のようなまちなかにすると言ったっきゃ、何になったべ」と言う人がいらっしやるんですね。それで、今日の、今のお答え聞いて、ある程度理解できたといいます

か、今後のことについて、期待も含めて、いい方向で聞いたんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

空き家のことについてはそのぐらいにしまして、今後の施策に期待をすることにして、次に肥満対策のほうですが、先ほどの回答の中で私が再質問としてお聞きしたいなと思うことが大分含まれておりましたので、2点だけお聞きします。

1つは、今回給食のメニューの改善ということで取り上げたんですけども、給食のメニューの改善、恐らくこれ1食だけじゃなくて、ほかにも工夫、改善しているんだろうなと思います。この給食改善のメニューの評判や学校の反応はいかがだったのでしょうか、よかったらお聞かせください。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。葛巻町の給食は、このカミカミの今回表彰を受けた給食だけではなく、肥満防止、かむことで満腹感が得られるようなメニューをたくさん取り入れておりますので、お母様方からも、家でも実際に取り入れやすいようなメニューにもなっているということで、とても評判がよろしいです。味のほうにつきましても、非常においしいということで、保護者や学校関係者の方々に評判がとても

いいということになっております。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございました。私ごとですが、私も昔給食を食べていたんですが、葛巻の給食はおいしいというのが割と昔からの評価であったように覚えております。これからもお願いしたいと思います。

もう一点お願いします。冬季の体育と申しますか、運動に関してですが、体力づくりと申しますか。いろんな工夫をされて、恐らく学校ではいろんな指導をされているんだろうと、先生方工夫されているんだろうなというのは想像できます。ただ、気候条件とか気温とか、やっぱり条件よくないと思うんですね。それによって体育活動が少し足りなくなるとか、そういうことは出てくるのではないかというふうなところで考えてみたんですが、従来からある設備や器具を活用して指導を工夫するというのはもちろんなんですけども、例えば新しい運動器具、例えばウオーキングマシンとか、それからトレーニングマシンとか、こういうのを、もちろん安全を配慮してですけども、学校で導入したら、冬季の運動、体力づくりの足しになるんじゃないかというふうな考えがあるんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど来町長が述べたとおり、小中学校学習指導要領等に基づき、きちんとした運動量は確保されているものと教育委員会としては考えております。

各学校で作成した年間計画等に沿って授業を実施しております、冬期間はスキーや、校庭を使って生活科で雪遊びや雪像づくりなど葛巻の冬場の特色を生かした学習を行うなど、各スポーツに親しむ機会をつくって、冬場だから運動量が減るというような考えは持ち合わせておりません。生涯にわたって運動に親しむことのできる運動の質、量の確保に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。その中で、そういったマシンを使ってということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

多分時代が変わってくると、その可能性も出てくるのかなと私は思っていますけども、現状では

なかなか研究も必要なんでしょうけども。

最後に、自分の意見をちょっと申し述べて終わりにしたいと思います。現代の子供たちの生活を推察すると、肥満になる条件がたくさんあるように思うんです。高カロリーの食事、間食が豊富である、生活時間の変化、そして食生活の変化、自動車の普及による徒歩の移動の減少、ゲーム機の氾濫等々、動く時間が減って栄養が豊富になれば肥満傾向になるのは当然だろうと思います。これは子供だけでなく、大人もそうだろうと。北東北の3県はどこも、全国で最も肥満率が高いというのは、やっぱりこういうことが関係しているんじゃないかなと思いますけれども、しかし子供の肥満というのは将来の生活習慣病の発病の誘因になったり、あるいは精神的に自己肯定感の低下を招くことにつながったりすることもあります。私は、決して肥満は悪いという意味で言っているのではなく、あくまでも個性だとは思っております、それぞれの。ただ、今言った将来につながる健康面の不安というのは当然あるので、医学的にも検証されておりますし、日々の教育活動の中で子供たちの健康維持、増進の一つとして肥満対策、肥満防止、あるいは食育、いろんなこと大変重要かと思っておりますので、今後とも着実に改善されるようご指導をお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで11時5分まで休憩に入ります。

(休憩時刻 10時56分)

(再開時刻 11時05分)

議長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。2番、遠藤裕樹君。

2番 (遠藤裕樹君)

2番、遠藤でございます。昨年は、葛巻大橋の完成、そして役場新庁舎の完成など、コロナ禍が続く中でも明るい話題が町内で多くありました。町長はじめ関係各位の皆様方のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は大きく3つについて質問いたしたいと思います。1つは、コロナウイルス感染症5類移行の対応についてでございますが、国ではこの5月にもコロナ感染症5類への移行が決定されております。コロナ禍で新しい生活様式、それらの変化や様々な規制の撤廃など行われてくると思いますが、いわゆる社会的変化の中で、当町におきましてもどのような対応がなされるか伺いたしたいと思います。

まず、葛巻病院での受診対応について、どのように変わっていくか、変わる場合はどのようなものになるか、説明をいただきたいと思っております。

次に、コロナワクチンの接種について、あるいは入院料の公費負担についてでございますが、こ

れが自己負担等になった場合はどのような料金になっていくのか、これについても伺いたしたいと思います。

また、ウィズコロナの中で、インフルエンザと同じような感覚で生活するというようなことになるとは思いますけれども、コロナ禍での変化あるいは規制で大きく変わる点など、どのように変わるのか、分かる範囲でよろしいのでお答えをいただきたいと思えます。

2番目として、諸物価高騰についての対応を伺いたしたいと思います。初めに、穀物飼料の高騰や、さらに様々な物価が値上げしております。農家の負担は中でも大きく、当町におきまして昨年12月に直接支援をはじめ様々な支援を決定されておりますが、今後もこの傾向は長く続くものと考えられておりまして、継続的な支援なども必要と思えますが、町としての考えを伺いたしたいと思います。

また、4月から電気料金の3割値上げが行われる予定になっております。一般家庭においても影響は非常に大きいと思われませんが、これについての対応を伺いたしたいと思います。

同様に商工業者につきましても電力を多く使うことから、継続的な支援等も必要と思えますが、今後の対応についてどのようなものになっていくか伺いたしたいと思います。

3つ目として、観光客の回復策について伺いたしたいと思います。3年にわたるコロナ禍の中、葛巻町を訪れる観光客は50万人を超しておりました

が、現在ではその3分の1程度に減少しております。これからコロナウイルス感染症5類移行とともに観光客の回復も見込まれるところでございますが、これに向けての取組はどのように行っていくのかを伺いたいと思います。

町内観光拠点、様々あるわけでございますが、町の面積が大変大きいだけに、それぞれへの移動には時間もかかり、それへのアクセス道、あるいは歩き回りたくなるまちとしての観光拠点等の整備について、どのように今後行われるところであるかを伺いたいと思います。

3番目に、国の施策等もあり、今後県内にも外国客の増加が見込まれるわけでございますが、これへの対応について伺いたいと思います。インバウンド需要に対して、どのような考えで取り組むところであるか、あるいは外国人が町に入ったときに、やはり今後外国ごとの表記がなければならぬんじゃないかとも思いますので、町のこれらについての考え方を伺いたいと思います。

以上、3点、9項目について伺います。

町長（鈴木重男君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの遠藤議員の質問にお答えをいたします。1件目のコロナ感染症5類移行の対応について、葛巻病院での受診対応ということでございますが、令和元年12月に中国で初めて報告され

た新型コロナウイルス感染症は、国内での感染確認から丸3年が経過したところではございますが、依然として終息に向かう状況にない中、国は特別な事情が生じない限り、本年5月から感染症法上の分類を2類相当から5類に引き下げるということによりまして、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同等の取扱いとなり、行動制限等の規制はなくなる一方で、医療機関の対応でありましたり、公費負担につきましては段階的に見直しを図られていくとされております。

そうした中、国保葛巻病院におきまして新型コロナウイルス感染症に対応するため、診療・検査医療機関及び新型コロナウイルス感染症入院施設として県の指定を受け、患者受入れ態勢を整えてきたところであります。現在5類感染症への移行後の県指定の取扱いは未定となっておりますが、一般患者との動線を切り分ける感染症専用入り口及び感染症専用病床の運用は当面続けることとしておりまして、引き続き感染防止の徹底と、住民の皆さんが安心して受診できる環境の維持に努めてまいります。

次に、2点目のワクチン接種や入院料金等の補助についてであります。1点目でもお答え申し上げたところでありますが、医療機関の対応や公費負担につきましては段階的な見直しを図られていくこととされておりますが、ワクチン接種あるいは検査費、治療費などの負担の在り方について国において議論されているところでありますが、

現時点では具体的な方針が示されていない状況でございます。

こうしたことから、町では国から具体的な方針が示された際には、その内容を踏まえつつ町として対応を協議した上で、速やかに町民の皆さんに情報提供を行ってまいります。

次に、3点目のウィズコロナの中での生活様式や規制についてであります。これまで感染症法上2類相当に位置づけられていたことによりまして、緊急事態宣言をはじめ入院勧告、指示、感染者や濃厚接触者の外出自粛要請などの行動宣言のほか、マスクの着用、大声を伴うイベントの入場制限、海外からの入国者に対する水際対策、感染者の報告などが義務づけられておりました。

一方で、本年5月に感染症法上5類に引き下げられますと、これらの規制、制限が適用されなくなるものであります。

あわせて、先般2月に国が示しましたマスク着用に係る対応では、3月13日以降においては個人の判断に委ねることを基本としつつ、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面においては着用を推奨するとされております。

一方で、これまでの3年間で変化した生活様式をコロナ禍前の状況に戻すには一定の時間、期間を要するものと認識しておりますので、引き続き感染拡大防止対策を講じつつ、状況に応じた対応を住民の皆様をお願いをするものであります。

2点目の諸物価高騰についての対応についてお答えをいたします。1点目の農家への継続的支

援についてであります。農家への支援、特に大きな影響を受けております畜産農家への支援につきましては、先般の議会、12月定例会議の補正予算におきまして短期的な生産資材価格等高騰対策を計上させていただいたところであります。2月末には概算請求による補助金交付を終え、所得税等の確定申告を踏まえた実績請求による補助金の確定交付は4月中旬に終える見込みであります。

一方で、物価高騰などの外的要因を受けず、安定的な経営を維持していくためには、自給粗飼料の生産性の向上を図ることが重要であります。先般提案させていただきました令和5年度一般会計当初予算におきまして、町単独事業の草地更新支援事業の拡充を提案させていただいております。

これまでも町では足腰の強い畜産経営を展開するため、様々な支援を行ってきたところであり、特に平成26年度に策定した100年先を見据えた新葛巻型酪農構想の具現化にも大きな効果をもたらす取組でもありますので、畜産農家の皆様のご理解とご協力を得ながら対策を進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の一般家庭への対応についてであります。現時点において、1点目でお答えをいたしましたとおり、畜産酪農家等に対する支援、あるいは子育て世代に対する経済的支援対策の拡充、負担軽減のほか、自治会活動交付金の拡充を図り、各世帯の負担軽減を図るための対策を令和

5年度一般会計当初予算で計上させていただいているところであります。

一方で、一般家庭における電気料金値上げに対応する直接的な支援に係る予算等の計上は行っていないところであります。また、先般の12月補正予算において上下水道の負担軽減を図るために計上させていただいておりますほか、これまでも様々な場面でプレミアム付商品券を発行し、経済的負担軽減策に取り組んできたところであります。

こうしたことから、引き続き地域経済や国、県の動向を注視しつつ、時期を逸さない支援、対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の商工業者への継続的な支援についてであります。これまでも、コロナ禍以前においても地域経済の活性化を目的に、またコロナ禍においては大きな影響を受けてきた観光業、飲食業を中心としつつも商工業者全般を支援するために、持続化給付金のほか、プレミアム付商品券事業、特産品販売促進事業など、関係者のニーズを踏まえた町単独の対策、支援に取り組んできたところであります。

令和5年度におきましても、現在の地域経済の状況等を踏まえ、経済活性化事業や特産品販売促進事業につきまして当初予算案に計上させていただいておりますので、どうぞ慎重ご審議をいただきながら、ぜひご賛同賜りたいというふうに思います。

あわせまして、コロナ終息後の景気回復に向け

た経営の自立自存が大きな課題となることも踏まえつつ、適正な支援策等の検討について進めていく必要があると思っておりますので、引き続き全国的な経済動向を注視するとともに、関係機関、団体との情報共有を図りながら、必要な支援と対策に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の観光客の回復についてお答えをいたします。観光客回復に向けた取組ではありますが、当町の観光客入り込み数は東日本大震災前の平成21年度約55万人をピークに50万人前後で推移してまいりました。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度には18万人と急激に落ち込んでおります。

そうした中、国では観光需要を喚起する取組として全国旅行支援を本年1月から3月末までの間で実施しており、全国的にはワクチン接種の進捗や行動制限の緩和などにより観光需要は回復傾向に向かっているものの、当町におきましてはその影響を実感できるほどにはなっていないのが現状であります。

一方で、5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、様々な規制、制限が解除されることで観光需要の喚起がさらに加速していくことが想定されますので、町でも誘客に向けたPR活動をさらに積極的に展開してまいりたいと考えております。

特にも新たな特産品、くずまき鍋、林業の町の広告塔、木製大橋、複合型庁舎くずま〜るなど、

コロナ禍においても新たな町の魅力を整備してきておりますので、SNS等を活用しながら幅広く情報発信をし、来たくなるような情報発信をみんなで行いながら、春以降の誘客に取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、2点目の観光拠点へのアクセス網の整備についてであります。町の重要な観光拠点は、町境に広範囲に点在しているほか、道路網も町中心部から放射線状に伸びておる現状であります。効率的な移動が難しく、一定の時間を要する状況にはあるわけであります。

一方で、町の魅力は観光拠点のみならず、豊かな自然が織りなす四季折々の景観を間近で見ることができるとも大きな魅力の一つでございます。車などでの移動時間を楽しんでいただく、景色、景観を楽しんでいただくということも都市部にはない町の観光資源、魅力、宝の一つではないかというふうにも思っているところであります。

現在町では、まちなかエリアにおける誘客、周遊によるにぎわいの創出や地域経済の活性化に取り組んでおり、観光拠点の結節点となる中心市街地の魅力向上は観光拠点への移動を楽しんでいただける素材になると考えており、新たなアクセス網の整備につきましては現時点では想定しておらないところであります。

次に、3点目のインバウンド事業に対する対応についてであります。町では、平成26年に台湾への定期チャーター便が花巻空港で就航したの

を機に、県、盛岡広域振興局、盛岡広域市町などと連携をしながら、外国人観光客の受入れに向けた取組を進めてきたところであります。町の観光パンフレットやドライブマップは、日本語のほか英語、中国語の繁体、簡体字で作成、配布しているところであります。

こうした中、先般1月にニューヨーク・タイムズ紙の電子版で、2023年に行くべき52か所で盛岡市が紹介されたことで、周辺地域を含めて国内外から注目を浴びている状況にあり、これまで以上の外国人観光客の来県が期待できるものでございます。町としましても、こうした機会が生かせるよう、引き続き県、盛岡広域市町とさらに連携を強化しながら、インバウンド需要に対応した取組を展開するとともに町内観光施設での受入れ環境の整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

細部にわたる説明、大変ありがとうございます。それでは、追加質問といたしまして、まず5類移行についての対応でございますが、葛巻病院での窓口対応について伺います。発熱患者への対応窓口は、当面はこれまでどおりというようなことで変わらないとは思いますが、検査等の対応、5類に、したがってインフルエンザ、そし

てコロナ、別々に行くか、一緒に行くのかと、またコロナは季節を選ばないことから、夏季にも感染する方が恐らく出てくると思いますが、こういった方々への対応についてはどうなるのか伺います。葛巻病院の対応です。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。まず、感染症の疑い患者さんにつきましては、これまでどおり感染症の専用入り口、あとは自家用車で受診される方につきましては自家用車の中で診察、そして検査を行わせていただきます。これは、インフルエンザもコロナも同様でございます。それぞれ検査をさせていただくような形になるかと思えます。

それで、もし検査の結果、入院等が必要になるというような場合につきましても、今当院では入院、そのような感染症に対応した専用病床を確保しておりますので、これもこれまでどおり入院治療をさせていただくような形になるかと思えます。ただ、重症度によっては他の病院等を紹介する場合もあるかと思いますが、これまでどおり基本的には同じ対応になるかと思えます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。

次に、ワクチン接種に関してでございますが、先ほど申し上げたとおりコロナは季節を選ばないというようなことでございますので、ワクチン接種、流行時に随時希望者が出てくると思いますが、在庫について、あるいはこのワクチンについては有効期限があるということでございますので、この在庫の保管期間等につきましてどのように対応していくのか伺いたしたいと思います。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず、ワクチンの接種の時期ということでございますけれども、接種時期あるいは対象者でありますとか、また使用するワクチンなど今後のワクチン接種の在り方につきましては、厚生労働省の予防接種基本方針部会におきましてただいま検討中でございます。各種手続を経た上で、正式な最終的な結論に至るものと、このように考えているところでございます。

先ほど町長の答弁でも触れましたとおり、近日中、3月上旬にも国の正式決定がなされますので、それを待ちまして町としてしっかり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいた

だきたいというふうに残ります。

また、ワクチンの在庫でございます。現在県から配分されましたワクチンにつきましては225バイアル、約1,300人分を接種するものでございますが、葛巻病院のほうで保管をしているところでございます。有効期限が到来した分から順次廃棄する予定となっております。予防接種法の特例臨時接種に位置づけられております新型コロナウイルスの接種の実施期間につきましては、本年3月末をもって終了となるわけでございますが、国におきましてはその延長が議論されているところでありまして、仮に延長されたような場合、有効期限内であれば使用可能でございますし、また使用された場合におきましては、これまでと同様、相当数の配分があるものと、このように思われますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。町民の安全安心のためにも適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、学校での対応についても伺いたしたいと思います。校内でのマスク着用あるいは発熱時等の対応については、どのように考えておられるのか。先ほど町長さんの答弁でも、3月からは個人の自由になるということですが、いわゆる学

校内での対応マニュアル的なものを今後つくっていくのか、あるいは授業、特に体育、音楽の時間等の着用についてはどうなるのか。また、クラブ活動時においては、全員が一応マスクは外すというようなことで活動していくのか、その辺ちょっと伺いたしたいと思います。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。先般、国から学校のマスク着用に関しまして対応方針が示されたものの、まだ国、県の詳細ガイドラインが示されておられません。3月の卒業式につきましては、入場と卒業証書授与等のときにはマスクを外す、声かけや合唱のときは距離を取った上で外すですとか、声出しがなければ外したままでもよいなどの内容が示されました。今後このように国、県からガイドラインが示されたところで各学校の対応が必要となってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。特に集団活動するお子

様たちの健康管理には、ぜひとも気をつけて管理していただきたいと思っております。

コロナ感染症5類への移行に伴い、様々な面での変化が出てくると思います。今後イベントあるいは祭り等も再開され、飲食店等におきましても以前のような活気も徐々には取り戻してくるとは思いますので、さらに町としてこれを後押しするような対策等をしていただければいいのかなと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、物価高騰に対する対応につきましてでございますが、特にウクライナ戦争における穀物飼料の高騰は、酪農業を営む方々にとっては大変大きな打撃になっております。町長も先ほど申し上げましたとおり、昨年末より直接的な支援は始まっておりますが、戦争は今後も長期にわたる可能性もあり、この状況がいつまで続くか分からない中、苦しい状況が続くと思えます。

今後の対策などについては、どのように具体的に考えておられるのか。また、農家の高齢化、そしてまた後継者不足等による廃業などもあるようでございますので、現在における農家の現状についてはどのように把握しておられるのか。生産農家の数の推移や今後の見通しについて伺いたいと思えます。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど町長答弁にもございましたとおりでございますが、現在畜産生産資材の高騰への短期的な対策といたしまして、畜産生産資材価格等高騰対策事業を進めているところでございまして、4月中には補助金の交付が完了する予定となっております。

また、今般のような輸入飼料の動向に左右されない足腰の強い畜産経営を行っていくために、さらに長期的な対策としまして、令和5年度にこれまで町単独事業として行ってまいりました草地更新支援事業を拡充いたしまして、自給飼料の生産性のさらなる向上を図る取組を実施することとしてございます。

具体的な事業の内容でございますが、畜産農家が草地更新を行った場合に、その経費の5分の4、80%でございますが、1ヘクタール当たり最大で21万6,000円を補助しようとするものでございまして、令和5年度以降複数年、現在のところ5か年を想定しておりますが、複数年にわたり事業を実施してまいりたいというふうに考えてございます。令和5年度につきましては、100ヘクタールの草地更新を見込んでございまして、総額で2,160万円の予算を計上させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目のご質問でございますが、酪農家の現状、今後の農家の推移、見通しというお尋ねでございます。令和5年2月現在の町内の酪農家戸数、こちらが101戸となっております。

平成 30 年の同時期と比べまして、5 年前でございますが、25 戸減少している状況でございます。これは、酪農家の高齢化、後継者不足等、加えまして今般の畜産生産資材の高騰など、今後も酪農家を取り巻く状況については厳しいものと認識をしております。

一方で、乳牛の飼養頭数でございますけれども、令和 5 年 2 月現在の経産牛の頭数、こちらが 3,937 頭でございます。5 年前と比較しまして 149 頭減少しているものの、1 戸当たりの飼養頭数を比較してみますと、平成 30 年 2 月現在で 32.4 頭であったものに対しまして、令和 5 年 2 月現在で 39 頭となっております。1 戸当たりでは 6.6 頭増加している現状でございます。こちらにつきましては、経営規模の拡大を図る酪農家の方が増加していることを示しておりますし、今後酪農家の戸数の減少が見込まれる中で、町の基幹産業であります酪農を維持、それから発展させていく上で大変重要なことであると考えてございます。このような状況の中で、今後とも酪農家の支援を行っていくために、必要に応じて適切な事業を検討あるいは実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2 番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。このような酪農家の減少あるいは乳牛の減少については、町の将来においても大変重要な課題ではあると思いますので、しっかりと取り組んでいただき、現状から幾らでも向上できるような対策をお願いしたいと思っております。

町は、本州一の酪農の町として全国に認められており、今後も先進的な農業経営を推進し、ロボット化や AI による自動化、また先ほども説明いただきましたように自給型、循環型の新たな形態を取り入れ、近代的酪農のモデルになるように今後も積極的な取組をいただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、コロナについて伺います。町として、3 年にわたるコロナ禍の中で、その都度様々な形の経済対策を取っていただいております。町長の申し上げられましたとおり、町にとって大変貴重な対策をいただき、各商店等におきましても、それで助かっている商店もたくさんあります。町民の一人といたしまして感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、現在コロナ以外の要因で大変な物価の高騰を迎えており、特に電気代の高騰は今後 3 割を超す値上がりとなるようでございますので、一般家庭におきましても家計に多くの影響を受けると思っております。特に電力を多く使う商店や工場など、今後大変重荷になっていくのではないかと思います。これについて何か具体的あるいは支援的な対策を講じる考えはないか

伺いたいと思います。

私といたしましては、これまでに行ったエンジョイチケットのような家庭にも、また商店等にもそれぞれに有効で、かつ経済対策にもつながるようなものが再度必要になってくるのではないかと考えておりますが、町としてこれまでの対策の効果と評価を考えた上で今後の対応を考えておられると思いますが、何か対策的なものがございましたらお示しをいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの議員さんからの再質問ということで2点、1つは電力等を多く使う商店や工場に何か支援的な対策はあるかということと、あとこれまで行ってきたエンジョイチケットの対策の効果と評価を考えた上で今後の対応ということの2点ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の部分であります。令和4年度におきまして、町では昨年、一昨年に引き続き町独自の最大20万円を支給する持続化給付金を実施しております。これは、本年3月までの経営実績の一定数の減少が対象となることから、エネルギー高騰等での直接的な支援ではないものの、この給付事業が支援策の一つにはなっているものとまずは考えております。

また、先般岩手県で新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギーの価格高騰等の影響を受けている中小企業者等に対しまして、事業継続を図ることを目的として中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業を県議会2月定例会の補正予算で進めたところであります。

この県事業は、本来、今般町で実施している給付事業とはかぶらないと判断いたしまして、商工会を通じまして、まずはそのような部分に該当する事業者があれば申請を進めるよう促して、エネルギー高騰の一助としていただくことということで、町の持続化給付金と併せてこのような県の補正事業の部分も受けられるということを経営支援策の一つとして進めているということが回答の一つであります。

また、引き続きのエンジョイチケットと、これまでの部分ではということですが、町ではコロナ禍が起きましてから3年間にわたり、プレミアム付商品券と、消費者、事業者双方に恩恵のあるダブルプレミアム付エンジョイチケットの発行を通じて、事業者支援と落ち込んだ地域経済の活性化に取り組んでまいりました。3年間の商品券等での町内経済への利用額は約3億8,000万円、今年度はまだ終わっていないのですが、売上状況等から見てこのような指数ですが、商品購入等でのプレミア額で約1,000万円が事業者側に利益として渡っていくものと考えております。

このプレミアム付商品券の販売状況は、全て3年間完売となっており、好評なことから、毎年度、

第2弾を発行して、特にも今年度は第2弾として商工会から売り出されたもの、エンジョイチケットに関しましては、物価、エネルギーの高騰なども加わったことも含め、約1か月半で売り切れるなど、消費者側、事業者側にとっても大変大きな反響、効果があったと商工会を通じて伺っているものであります。

このエンジョイチケット、ダブルプレミアムの仕組みでございますが、県内でも例を見ない取組で、購入いただいた事業者側にも恩恵がある。その効果は、事業者側にも独自の特売をやったり販売促進を始めるなど、経済回復に向けた意欲的な経営自走への足がかりにもなったと感じておるところでございます。

今後の対応ですが、このような事業評価、実績からも、商工団体等からもまたご意見、ご要望もあったことを受け、この後審議されます令和5年度当初予算での計上も予定しておるものでありますということでご答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ご答弁ありがとうございます。特に最後に述べられたダブルプレミアム付商品券ということで、エンジョイチケット、今後また行う予定であるというようなお答えもいただき、大変心強く感じて

おります。ぜひとも積極的な対応をお願いしたいと思っております。

次に、観光について伺います。町長からも観光客の増加についての対策のお話を伺いました。先般アメリカのニューヨーク・タイムズで、今年行くべきまちとしてロンドンに続き2番目に盛岡市が紹介されたということも申されました。これをきっかけといたしまして、盛岡市に大きな問合せが続々と聞かれるようになったそうでございます。現在におきましても、飲食店あるいは宿泊施設等には外国人の客が大変増えたというような報告もございます。今後県内にも外国人客が増える予想がされており、今後のインバウンド重視、国の政策等もでございます。県内市町村にも外国人観光客が増えていくと考えられますが、町の外国人客誘致に対する対応、取組はあるのか。あるいは、SNSあるいは様々な情報発信などで外国人への発信等についてはどのように考えておられるのか。特にも町内での外国語表記などはまだなされていないと思っておりますが、これへの対応等はどのように考えておられるのか伺いたしたいと思います。

また、町内の宿泊施設についてでございますが、外国人客が来たときの対応などについてはどのように考えておられるか、併せて伺いたしたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。今後増加するであろう外国人客等に対する町の取組はということと、あとは表記等の問題あるいは宿泊施設等での対応等でございますが、現在町長答弁にもありましたとおり、町単独で外国人客への対応は難しいということから、県や盛岡広域振興局、広域圏で連携しながら各種事業を展開するとお答えしたとおりであります。

具体的な内容は、観光PRはもちろんのこと、PR動画を発信したりとか、海外向けの旅行代理店を招いての商談会なども実施しているというのが状況で、今後増加が見込まれる外国人観光客のニーズに合わせた事業を検討し、どのくらいの入り込みがあるかということを読みながら、町としての必要な対策も講じていかなければと感じているところでございます。

また、町紹介等の表記あるいは情報発信等につきましては、町はこれまでも、町長答弁にありましたとおり、英語版、中国簡体、繁体ということでパンフレット等の作成をいたしておるものでございます。一昨年作りました新しいパンフレット等についての対応も今後随時していかなければということと予定しているものでございます。

また、町のホームページ等での表記でございますが、実は3月にリニューアルしておりまして、まだご案内が遅れていた部分はありますが、この

部分では英語、中国語、韓国語表記に対応できるホームページ対応となっております。そのほかにも町の情報発信につきましては、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターといったSNSの情報発信がございます。このような部分についても随時対応ができるような対策を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、各宿泊施設等の表示ということでございますが、今確認している状況とすれば施設内できているもの、あるいはまだ中国語の簡体字等でできていないもの等もありますが、宿泊施設の会社さんでございますので、そちら等とも協議しながら受入れ態勢を進めていくように促していければと思っている状況でございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。外国人客につきましては、町内にはすぐには影響はそれほどないのかなとは思いますが、やはり今後の対応としては今からしっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと。将来に向けて外国人客のインバウンドの需要等も考えながら、今後の観光客誘致に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

歩き回りたくなるまちづくりについてでございますが、まちなかでの魅力づくりにはどのような

に取り組んでいかれるのか。新たな魅力として、町内では昨年葛巻大橋あるいは役場新庁舎の完成がありますが、例えば町のシンボルカラーとしての活用をもっと進めたらいいのではないかと
いうご意見もご置きます。大橋に町のシンボリックな色として、白とワインカラーが何で使われていないのかというようなご指摘もご置きました。あるいは、街路灯などの一部をこういったシンボルカラーを使って、まちなかに来たときに、ああ、葛巻の町に来たんだな、町では牛乳の白、そしてワインのワインカラーをこういうふうにして使っているんだなというようなことで、町に来たらすぐ葛巻らしいなというようなアピールができる、こういった色を使っていくのも一つのアピールではないかと思いますが、こういったいわゆる町のシンボルカラーとしての使い方を今後どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。まず1点目、まちなかでの魅力づくりはどのようにということは、先ほどの町長答弁でも申し上げましたとおりでございます。くずまきDMOを中心に、1つはどのような部分がいいかというのを考えて進めているといった状況であります。

それと、もう一点目の議員おっしゃるシンボルカラーの活用を進めるべきではないかということに対しましては、まず町はこれまでも公共施設等に町をイメージするカラーとして用いてきた建物等もご置きます。議員のおっしゃる大橋の上屋については、林業の町の広告塔という位置づけで、木のぬくもり感や質感を、木質感を生かしたものとなっていると考えておるものでございます。

また、街路灯への一部利用ということに関しましても、まずまちなかの街路灯の設置につきましては自治会等を含めた管理組合を組織して管理運営をお願いしておるものでございます。そういったところへカラーリング等も含めて引き続き今後の管理をお願いしていきたいと、まずは考えております。

くずまきDMOが取り組んでおります歩き回りたくなるまちなかのエリアビジョン構想の中でも、一つの視点としてどのようなまちなかがいいか、あるいはカラーリングも含めよいかということも含め、今後とも検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

説明ありがとうございます。やはり葛巻町の特

色を出した、そして葛巻らしさというものを前面に出せるような、そういうイメージづくりも必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、大橋周辺の整備について伺います。現在そのままですと、あまり大橋の活用ができないのではないかなというようなことも言われておりますが、周辺に例えば公園とか、対岸には手つかずの自然の樹木等もあることから、ここに遊歩道を設置し、あるいは自転車道などを造り、茶屋場や四日市などにつなげるような道路を造れば、葛巻の自然の中を散歩でき、そしてまた自転車でも歩けるような新しい魅力づくりにもつながるのではないかなというようなご意見等も寄せられております。これについて、今後こういった整備をしていくというような考えはないのか伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの再質問にお答えいたします。まず、大橋周辺の整備ということで、議員さんから挙げられた公園整備、あるいは対岸を利用した遊歩道の整備等での考え方はということで、まずはお答えさせていただきます。

まず、現時点におきましては、くずまきDMOで検討しているまちなか周遊につながるまちな

かエリアビジョンの構想の中で、大橋周辺の水辺環境を生かした環境整備というのは、歩き回りたくなるまちなかにとって大変魅力的な訪問ポイントとなり得ることから、引き続き検討を進めたいと思っているのが現状でございます。

その中におきまして、この大橋周辺は大橋から続く町道浦子内線への最終的な町道連結等が進んでいないことから、今後継続して進むことから、周辺整備の具体的な計画は現段階においてはやっていないということではありますが、先ほど申し上げた計画、構想の中には大変必要な要素だと考えておるということでお答えさせていただきます。

公園整備については以上で、その中で対岸の遊歩道ということですが、まずは現在整備されたバイパスに柵付きの歩道があり、その歩道を利用して散策やウォーキング、ランニングをしている方が多く見られ、川辺の自然を楽しみながらのコースの一つとなっているとは聞いております。仮に構想として対岸のほうを歩道にする場合には、調査や用地取得、浸水、安全対策など、様々な対策と時間を要すると思われれます。そのようなことから、現在あるバイパスの歩道等をうまく使っただきながら、そのコースを上手に町歩きの自然散策コースとして紹介するなど、まちなかを訪れた観光客にも町民のみならず紹介していければ、有効的な町歩き、あるいは散策路としての活用になると考えておるものであります。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。町の新たな魅力づくりのためにも、ぜひとも今後検討いただきたいと思っております。

最後に、クリーンエネルギーの町として、風車
は町のシンボリックなアイテムでもあり、観光の面
でもアピールできるわけでございますが、さらに
それにつながる上外川高原や各種牧場の景観な
どは、ぜひとも多くの方々に紹介、そして見に来
ていただきたい場所でもあるわけでございます。
しかしながら、ここにつながるアクセス道路につ
いては大変不便であるというようなこと、そして
特に浦子内からの道は未舗装のままでございます。
少なくともDMO等で今後サイクルツーリズム
を取り入れていくなれば、自然を残しながら
も、もう少し走りやすい道の整備を行うべきと考
えておりますが、例えば浦子内から上外川高原に
向かう道の整備等について、私としては必要では
ないかと思いますが、個人としての提案でござい
ますが、お答えを伺えればと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの再質問に対してお答えいたします。

まず、私がお答えする面とすれば、観光面での一
つの捉え方としてご回答させていただきますが、
ご存じのとおり、風車までのまちなかからの路線
は3経路あります。その各経路は、生活道や作業
道も兼ねた道路ということで、その路線は町長の
答弁でもありましたとおり、どのコースも自然豊
かな葛巻町を象徴する路線だと認識しておりま
す。答弁にもありましたとおり、手つかずの自然
そのものを楽しむ、多少時間がかかっても道中の
自然をそのまま楽しむ葛巻型の観光として今現
在お楽しみいただけることということで提案し
ていることは重ねて回答させていただきます。

その中で、1つの路線でサイクルツーリズムと
舗装のというお考えをいただきましたが、まずは
サイクルツーリズムとしましては、コースある中
の一つに、町内でサイクルコースとして3つのコ
ースを一つ、設定している中の一つとして、小屋
瀬を通過して上外川の風車を見て回って、五日市
の方面に下りる周回コースが設定されており、サイ
クルマップ等でも紹介してあります。その中で、
まず安全対策等、実際に走ってみながら、DMO
の部会等でもこうしたらいい、ああしたらいいと
いうことで確認しながら、現在でも楽しめる方
がいる、数は少ないものではありませんが、いると
いうことで伺っております。今後もこういった現
在あるコース等をうまく紹介しながら、観光コン
テンツの一つとして、まずは紹介していくという
ことが大事じゃないかなと考えております。こう
いうふうな部分を使いながら、やがて観光で大き

く回り、あるいは増えた場合には次なる部分も考えていかなければならないとは思いますが、現在あるコースをうまく活用していくということが当方の今答えられる部分でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。今年は、ようやく明るさも見えて、以前の活気も取り戻せる年になるような気がしております。今後たくさんの皆様にこの町に来ていただき、町の魅力を楽しんでいただき、そしてそれが町の活性化や経済にもつながっていく、そのような年になってほしいと願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで午後1時まで休憩します。

（休憩時刻 12時05分）

（再開時刻 13時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

山崎邦廣でございます。私から1件質問をいたします。質問は、自治会の地域活動推進について伺います。町では、町内の地域づくりを円滑に推進するために、自治会活動交付金により各地域の自治会活動を支援してきております。そして、これまでいずれの自治会におきましても地域住民の暮らしに身近な組織として、町内それぞれの地域の支えとなり、環境の保全活動や文化活動、スポーツ交流活動など、それぞれ自治会の特色を生かした地域の活動が行われてきたと考えております。

その詳細を見ますと、回覧版などの情報伝達の活動や防犯灯の要望であったり、自主防災組織など防犯、防災の活動、地元の公共施設などの除草や花壇の設置などの環境保全活動、そして地域交流の親睦活動など、その自治会の活動は多岐にわたっております。このような多様な地域の活動が地元の伝統文化と一体となって、快適で住みよい生活環境づくりの推進につながってきていると考えております。

一方で、町の課題でもあります人口の減少や高齢化の進行に加えまして、4年目となるコロナウイルス感染症の影響もあり、自治会活動、中でも環境の保全活動や親睦を図る活動がやや低調で推移してきていると感じております。

そこで、自治会の地域活動推進につきまして1点、地域活動の自主的、主体的な推進を伺います。

町として、それぞれの地域の特色を生かした自治会の活動を募って、意欲のある地域づくりを行う活動に対して支援を行うということも考えられますが、今後の自治会の自主的で主体的な地域活動の推進についての考え方を伺います。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に対し、お答えを申し上げます。ご質問の自治会の地域活動推進について、地域活動の自主的、主体的推進についてに対しましてお答えをいたします。町におきましては、自主的、主体的な地域活動を推進するため、主に平成元年から平成2年にかけて、各行政区において自治会の形成を促してきたところであり、結成から30年以上経過した現在におきましては、その活動はしっかりと定着するとともに充実した取組となっていると、そのように認識をいたしております。

そうした中、町では平成27年度を目標年次に掲げ、平成15年度に策定した町総合計画において、幸せ実感の仕組みづくりの施策として協働のまちづくりを取り入れ、平成17年11月には協働のまちづくりを推進するための考え方や施策をまとめた協働のまちづくり推進指針を策定したところであります。

この指針では、様々な主体と行政が一緒にな

り、適切な役割分担の下に相互に協力し合ってよりよい地域づくりを実現させていくものであり、このことを踏まえて平成19年度には自治会活動交付金を、平成20年度にはコミュニティー関係の補助金を統合した協働のまちづくり補助金を創設し、その活動を支援してきたところであります。

また、その後におきましても少子高齢化が進む中、自治会の負担軽減を図るため、自治会活動交付金の算定方法の見直し及び拡充、協働のまちづくり補助金のメニュー拡充、人と環境にやさしいコミュニティー拠点づくり事業や自治会館整備など、その時々ニーズに応じた支援を行ってまいったところであります。

さらには、自治総合センターコミュニティー助成、宝くじ助成におきましては、自治会と連携し、町が申請を行うことで、これまで多くの助成金獲得に結びついております。県内33市町村の中にあっても、当町は高い採択率となっているものであります。

現在町では、令和12年度を目標年次に掲げ、平成28年度に策定した町総合計画において、これまでの協働の理念をさらに一歩前進させ、様々な主体と行政が同じ方向を目指し、一体感を持って協力してつくり上げる協創のまちづくりに取り組んできたところであります。

また、平成28年度以降におきましても、各地域が抱える課題や地域事情を踏まえ、自治会活動交付金の算定方法の見直しや協創のまちづくり補

助金のメニュー拡充などのほか、年度当初における予算確保のみならず補正予算による増額など、こうした支援は県内の他市町村と比較しても充実した内容となっているところであります。

こうした中、先般提案させていただきました令和5年度一般会計当初予算案におきましても、自治会活動交付金300万円、約16%増の2,200万円としているほか、協創のまちづくり補助金につきましてはコロナ禍前と同等の水準で事業費を確保しているところであります。

人口減少や高齢化が進み、厳しさが増す中において、コロナ禍の様々な規制、制限により、この3年間、自治会活動に大きな影響を受けてきたところではありますが、町総合計画に掲げる基本理念であります「幸せを実感できる“まち”」の推進には協創のまちづくりによる取組は極めて重要であります。

こうしたことから、自治会の皆様におかれましては、引き続き自主的かつ主体的な地域活動を推進していただきますとともに、町としましてもそうした取組、活動に対しまして、多様なニーズに応えた財政的な支援でありましたり、あるいは人的な支援をさらに講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

さらにお伺いします。まず、ただいまのお話は令和5年度の自治会活動支援、これまでに16%上乗せの支援のお話でしたが、多様なニーズにも対応していくと。これは、地域がコロナ以前の活気を取り戻すことに大変期待と、そして将来へ向かって夢をつないでいけるものと評価をするものでございます。そこで、質問の件につきまして、あと3点ほどお伺いします。

まず、環境保全活動であります。地域の環境保全活動では、その活動の対象として道路沿いあるいは地域の公共施設のほかに、遊休農地や空き家周辺なども活動の対象と考えられますが、これまでの活動の事例を見ますと、地域で家屋の屋根の色を統一する取組であったり、花壇の整備、あるいは生徒によるごみ拾いの奉仕活動などがありますが、さらには多面的機能支払制度による農道の維持管理も環境保全活動に役立っております。

そこで、進め方の一つとして環境保全の活動に絞って、行政から活動の目録のような活動メニュー、先ほどは協働のまちづくりのメニュー推進のお話でしたが、環境保全活動に対する活動メニューのような、目録と言ってもよろしいかと思いますが、自治会へ提示することで景観形成を促す方法もあるのではないかと。これは、菜の花、菜種の播種、あるいは街路樹などの植樹も考えられますが、このような行政から働きかけることによって自治会の環境保全活動につないでいくと、このような考えについてはどのように考えるの

でしょうか、お伺いいたします。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。まず、自治会の活動の事業につきましては、この間3年間コロナがございましたけども、町の予算は同水準でこれまで来ております。ただ、コロナの影響で活動が停滞していたというようなそれぞれの地域の事情があるのかなというように思っております。そういった中で、今後ともその活動の予算は確保してまいりたいというように考えているところでございます。

お尋ねの環境保全活動、これまで道路の清掃ですとか、いろんな地域の公園の清掃だったりとか、いろいろそれぞれの地域の中で活動をしてきたとは思いますが、今後ともそういった活動が続けられるような形での自治会活動交付金になろうかというように思います。

目録という話もございましたけども、まずは地域の中でそういった話合いをしていただいて、要望があれば町のほうに上げていただきたいということと、自治会連合会という組織もございますので、町全体の要望としては自治会連合会からの要望ということも今後考えられるのかなというように思っているところで、そういった住民の声をしながら町のほうでも対応してまいりたいと

いうように思っております。

自治会以外の農林のほうの関係でも、菜の花の関係とか予算は充実しているのかなというように思っておりますので、いろんな角度から対応できるのかなというように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

環境保全活動に対するお話でありますので、コロナ以前にも増して、先ほどのお話もありましたように、活動の支援については厚く行政のほうからやっておりますので、今後の町全体の地域の活動の活性化に期待をすることでございます。

それで次にですが、親睦活動であります。親睦活動に対するソフト面での支援の考え方を伺います。親睦活動の主なものとして、アウトドアスポーツや春、夏、秋、冬の季節の行事などがありますが、地域で暮らす住民の健康の維持につながるものとしては、年齢を問わず楽しめる軽スポーツ、まきを投げの倒すクップやモルックがありますが、行政のソフト面での支援として、このような軽スポーツのルールを広く普及したり、自治会の中で指導員の養成を図るなどのことが考えられますが、このような行政からの支援についてはどのように考えるでしょうか、伺います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

親睦活動のお尋ねでございました。自治会の中で親睦活動を深めるということは、人と人との交流が深まるということで、非常に重要なことだとは認識しております。その手段として、軽スポーツなどの活動を通じて交流を深めるということは非常に重要なのかなというように思っているところでございまして、現在の活動を考えますと、例えば体育振興会の活動もございまして、そういった体育関係の活動もございまして、また、老人クラブ等社会教育団体のような団体もございまして、そういった各団体の活動を通じながら交流を深めるということが重要なのかなというように思っておりますし、自治会のほうからそういった団体との連携を深めるということであれば、自治会活動の中でいろいろご提言をいただいて、町のほうでも何か今後の在り方は検討しなければならないのかなというように思っておりますけれども、当面各自治会の取組に期待したいというところでございまして、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ただいま課長のお話ですと、スポーツを通じた活動と、重要な話ということでもあります。全く同感でございます。

お話しのとおり、自治会のみならず地域には様々な団体があります。その各団体、そして自治会の連携の中で問題点を把握し、それを吸い上げるということだと思います。

そこで、自治会行事の開催、これは活動の内容にもよりますが、答弁にもございました新たな支援の上乗せということで、そういったことを通じまして自主的活動の取組が町内の各地域の経済、消費ですね、消費、それぞれの地元の需要が上向いていくことに期待をしております。これは、それぞれ地域には地元の商店が存在しますが、これまでの人口の減少やコロナウイルス感染症の影響などによりまして自治会の活動停滞、これはそれぞれの地域の地元の購買の減少ともなります。実際地域での将来の商店経営の困難に危惧をしております。あそこで自治会活動の積極的取組を促していくことは、地域の活性化にもつながりますし、自治会活動と地域消費の喚起、連携、これについてはどのように捉えておられるのかを伺います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

自治会の中では、春の花見でございまして、

お盆のシーズンの夏祭りでございますとか、そういった大きい飲食を伴うような行事がそれぞれの自治会の中にあろうかと思えます。ここ3年ぐらい、コロナで中止なり規模縮小なりということがあったかと思えますが、5月以降はこういったものをできるだけ元に戻すような形の中で行事が開催されることを期待してまいりたいというように思います。

そういった中で、地元の食材であったり、そういったものを利用しながら、できるだけ地元に戻元できるような取組ができればいいのかなというように思っているところでございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

私も同様の捉え方をしております。今後の事業の推進に期待をいたします。

それで、最後に副町長にお尋ねをいたします。町で推進する事業相互の関連であります、自治会の活動支援をはじめ様々な分野の事業、先ほど来のお話にも出ましたんですが、遊休農地解消対策に関連するとか、道路維持管理、スポーツ習慣化促進、それから経済の活性化の取組などなどでございますが、これらの事業相互の相乗効果、波及効果の考え方を伺います。

町の様々な分野の事業は、それぞれの担当、それぞれの専門の部署が所掌の範囲で推進いたし

ますが、自治会のある地元においては住民の幅広い年齢構成や、携わる仕事も様々でありますし、住民が教育、福祉、産業、それぞれに関わり合いを持って地域が成り立っておりますので、町の事業それぞれの専門の所掌に区分されたものが地元においては全体に統合された形で実現する場合においては相乗効果や波及効果が生じてくるものと考えます。

質問ですが、各分野の事業相互の関連、特に事業の相乗効果や波及効果についての考え方を伺います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。地域内の、今お話にありますように地域の人的な交流による効果と申しますか、そういう視点から少し話をさせていただきたいと思いますが、それぞれの自治会内には豊富な知識と経験を持たれた方々が生活されておまして、そうした地域住民の方々が構成される自治会組織であります。そういう中に各分野における専門性等を有している方もいらっしゃる、このようにも認識しておるものであります。

地域と行政が力を合わせてまちづくりを推進していく競争の理念と、また地域のことは地域で支え合うと申しますか、そういう共助の精神に基

づいて各自治会の方々から地域の活動を積極的に進めていただいていると思っておるところでありますし、各分野においてそういう方々がその任務を担っていただいていると、このようにも思っておるところであります。そのような活動を通してながら、地域の人材が広く交わるといいますか、そういう機会でもあり、また新たな出会いを通しての機会にもなっていくこともあろうと、このように思っております。

それから、もう一つは地域内の世代間交流であります。地域には子供から高齢者まで様々な世代の住民の方々が生活しておりまして、自治会活動として世代間の交流が生まれてくるといいますか、これは最も大事なことであり、また期待もしているものであります。

例えばであります。高齢者の世帯の方々、これまで培ってこられた地域の歴史文化、それから知恵などを若い世代に伝承していくという、そういう大きな役割を担っていただけるものでありますし、逆に若い世代の方々からは今のデジタル社会といえますか、そういう技術の活用を伝えていくといえますか、そういう役割も若い方々からは担っていただきながら相互交流が図られていくというのが望ましいものであろうと、このようにも思っておるところであります。

そういう中で、各異分野における融合するといえますか、そういうことによつての新たな発想がまた出てくるものであると思っておりますが、世代間の交流以外にも異なった専門性能を持った業種

の方々新たな発想、そういうことによつてのその地域の持っている魅力をさらに引き出していくといえますか、そういう観点での新たな発想が生まれて、独創的な取組にもつながってくるものであろうと、このようにも思っておるところであります。

そういう中での自治会の取組等々によつての効果ということではありますが、異分野の相互交流の相乗効果であります。各地域において、その地域が持っている様々な人材の力を引き出しながら、それぞれが自ら住む地域の思いを強くしていただきまして活動することによりまして多くの交流が生まれ、そのことが地域の団結、結束、そういったふうなものにも結びつき、さらなる活動の充実といえますか、こういったふうな推進力にもつながっていくであろうと、このようにも期待するものであります。

もう一つは、今のように人口が減少してまいりますと、小さい自治会になりますと、どうしても様々な課題が出てこようかと思っておりますが、そういう中には自治会間の連携といえますか、そういう活動によりまして、世帯数の減少している中でマンパワー不足ということもそれぞれの地域のほうからも聞いておるものであります。他の自治会との連携によりましての事業実施により、相乗効果がそういう面では期待できるであろうと思っておりますし、また課題のマンパワーの確保にもつながっていく、そのようにも思うものであります。

したがいまして、そのような組織の可能性につきましても今後検討しながら、あるいは地域とも協議しながら、そういう体制も今後考えてまいりたいと、このように思っておるところであります。よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

一般質問を続けます。次に、5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

一般質問4人目となる柴田勇雄です。今次議会一般質問では、次の2項目についてお尋ねをいたします。最初に、町会計年度任用職員の処遇改善策の町長所見等について伺います。平成29年度の地方公務員法及び地方自治法改正により、新たな非常勤職員制度であります会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行、導入され、3年が経過いたしました。

当町におきましても、令和5年度に向けた会計年度任用職員の募集案内が各家庭に配られております。この募集案内を見ますと、一般事務職員

の報酬時間給は854円からとなっております。この854円の額は、岩手県最低賃金と同額の最低報酬の実態にあります。さらに、報酬月額では13万4,516円ですが、常勤職員の一般行政職、高卒初任給の15万4,600円と比べますと2万円以上の格差があることが分かります。この低額報酬では、新制度の趣旨、目的とは異なり、常勤職員との均衡が図られているとは言えない状況にあるとの疑問を抱き、まず低報酬の引上げの改善が必要との考えから今回一般質問に至りました。

また、報酬の基本額が低い場合、ただ一つのボーナスである期末手当、年間現在2.3か月か4か月分になっているのでしょうか、も低額に算出されることになり、常勤職員との格差がますます広がることとなります。特に人事院勧告がここ2年連続で期末手当が引下げとなったことから、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員は大きな痛手の影響を受けていると思われまます。国の非常勤職員には勤勉手当が支給されているにもかかわらず、現行の地方自治法ではパートタイム会計年度任用職員には支給できない規定となっております。また、フルタイム会計年度任用職員については、法律上支給が可能となっているものの、総務省の指導、通知により支給されていない実態であり、指導、通知が法律を優先しているような大きな矛盾が発生している現実にあります。正規、非正規の待遇格差是正に向けては、国家公務員の非常勤職員に勤勉手当が支給されていることを踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当支給

が可能となる早期制度の改善を求めるものであります。

会計年度任用職員の休暇については、国の基幹業務職員との権衡により措置することとされているようにありますが、これら具体的内容につきましては我々住民にとって分かりにくい現状となっております。会計年度任用職員の処遇については、これら早急なる改善が必要と考えますが、次の事項について伺います。

1つ目に、会計年度任用職員（令和2年度から4年度まで）の職種別応募数と任用状況、これは男女別、フルタイム、パートタイム別に、について伺います。

2つ目に、会計年度任用職員の報酬等決定支給根拠と職歴、経験年数等の加算対応について伺います。

3つ目に、会計年度任用職員と正規常勤職員の年間給与（令和3年度分、30歳ぐらいの一般事務職員の場合）の支給額と両者を比較した場合の格差について伺います。

4つ目に、会計年度任用職員の期末手当（令和4年度分）の支給人数と支給総額（全会計分）について、併せて期末手当支給に係る国からの地方財政措置（地方交付税の算定額）について伺います。

5つ目に、会計年度任用職員の勤勉手当支給実現の見通しと今後の見直し対応について伺います。

6つ目に、会計年度任用職員の現行休暇の対応

について伺います。

7つ目に、会計年度任用職員の現行給与制度は、国の非常勤職員と比べ同一労働、同一賃金に合致せず、不均衡の状態となっている現状について、町長の所見を伺います。

次に、2項目目の葛巻病院正面玄関前通路の通行禁止の早急な改善対策について伺います。この2月に自身の定期予約受診のため葛巻病院に向かい、正面玄関から入ろうといたしました。ところが、玄関先階段通路には厳重にロープが張られ、通行禁止の表示があり、仕方なく隣にある狭い積雪のある、滑りやすく、危険を感じながら階段、迂回路を上り、玄関にたどり着きました。受診後も薬局からの薬受け取りのため、同コースを歩き、帰院しましたが、新病院の正面玄関付近の工事不備と薬局への通路不便等、危険極まりない現状応急措置に怒りが噴出し、早急なる整備を求めるものです。

1つには、新設間もなく正規の出入口である病院玄関前通路をロープで囲い、通行禁止としている理由について伺います。

2つ目に、この状況が新病院建設工事施工に対する町民の行政不信増大の招きや、通院する足腰に支障を抱える高齢者等と薬局利用者への極まりない不便さで病院受診サービス低下を招く懸念払拭の対応について伺います。

3つ目に、新病院玄関前通路の安全安心確保と早急な改善対策についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。1件目の町会計年度任用職員の処遇改善策の町長の所見についてということであります会計年度任用職員の職種別応募数と任用状況について、まずもって答弁をさせていただきます。

初めに、各年度における職種別の応募状況であります。令和2年度につきましては一般事務職32名、労務職41名、教育・保育分野の有資格職23名、医療・福祉分野の有資格職4名となっております。令和3年度におきましては、一般事務職29名、労務職54名、教育・保育分野の有資格者23名、医療・福祉分野の有資格職5名となっております。令和4年度におきましては、一般事務職30名、労務職60名、教育・保育分野の有資格職23名、医療・福祉分野の有資格職7名となっております。

次に、各年度における職種別の任用状況であります。各年度、各職種とも全ての会計年度任用職員はパートタイムによる任用としております。令和2年度につきましては、一般事務職30名、労務職38名、教育・保育分野の有資格職16名、医療・福祉分野の有資格職4名となっております。令和3年度におきましては、一般事務職27名、労務職52名、教育・保育分野の有資格職22名、医

療・福祉分野の有資格職5名となっております。

令和4年度におきましては、一般事務職29名、労務職60名、教育・保育分野の有資格職23名、医療・福祉分野の有資格職7名となっております。

次に、各年度における職種別、男女別の任用状況であります。令和2年度につきましては一般事務職、男性6名、女性24名、労務職、男性20名、女性18名、教育・保育分野の有資格職、男性1名、女性15名、医療・福祉分野の有資格職、女性4名となっております。令和3年度におきましては、一般事務職、男性3名、女性24名、労務職、男性27名、女性24名、教育・保育分野の有資格職、男性5名、女性17名、医療・福祉分野の有資格職、男性1名、女性4名となっております。令和4年度におきましては、一般事務職、男性6名、女性23名、労務職、男性31名、女性29名、教育・保育分野の有資格職、男性3名、女性20名、医療・福祉分野の有資格職、男性1名、女性6名となっております。

次に、2点目の会計年度任用職員の賃金等決定支給根拠と職歴年数等の加算対応についてであります。会計年度任用職員は、制度導入以前の臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するために地方公務員法及び地方自治法の一部を改正して創設された制度であります。そうしたことから、制度の導入に当たっては、総務省より会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが示され、このマニュアルを踏まえ、各地方公共団体の実情に応じた例規の整備と運

用ルールなどを整理しているものであります。

当町におきましても、このマニュアルを踏まえた上で制度導入しており、会計年度任用職員の報酬につきましては職務内容や勤務条件に応じて常勤職員との均衡を考慮し、決定をしております。また、職歴加算につきましても総務省のマニュアルに基づき導入しているところであり、適正な運用に努めているところでもあります。

次に、3点目の会計年度任用職員と正規常勤職員の年間給与の支給額と両者の比較についてであります。当町におきましては、会計年度任用職員の全てがパートタイムの任用であり、また業務内容と勤務条件に応じて報酬の額を区分していることから、正規常勤職員と比較すること自体が均衡を欠く比較であると認識をしております。

当初では、高卒、新採用から20代半ば程度が行う業務を想定して会計年度任用職員の報酬を定めており、ご質問の30歳ぐらいの一般事務職との条件が異なることから、具体の金額はお示しできませんが、制度上の比較として会計年度任用職員には勤勉手当などの一部手当の支給がないことから差分が生じるものであります。

次に、4点目の会計年度任用職員の期末手当支給人数と支給総額と、期末手当支給に係る地方財政措置についてであります。まず、令和4年度の6月期、12月期を合わせた会計年度任用職員に対する期末手当の支給状況であります。延べ191人の会計年度任用職員に対し、総額4,050万円を支給しているところでもあります。

また、期末手当支給に係る地方財政措置でありませんが、制度の創設に伴い新たに生じる財政負担であることから、国では制度運用開始当初から普通交付税の算定に用いる標準財政需要額の単位数の項目の一つとしていることから、期末手当の支給実績による措置ではないものであります。

次に、5点目の会計年度任用職員の勤勉手当支給実現の見通しと今後の見直し対応についてという質問であります。町では会計年度任用職員に係る制度につきましては、地方公務員法の規定あるいは総務省が指定しております事務処理マニュアル等に基づき運用しているところであり、勤勉手当支給に係る法改正が行われれば準拠するものであります。

現在国におきましては勤勉手当の支給に向けた地方公務員法の改正を検討しているようでありますので、町としましては今後の動向を注視し、法改正が行われた際には条例改正など必要な措置を講ずるとともに適切に対応していくものであります。

次に、6点目の会計年度任用職員の現行休暇の対応についてであります。現在会計年度任用職員に係る休暇につきましては、地方公務員法や事務処理マニュアルに準拠し、年次休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間を設けているところであります。また、令和4年1月からは、会計年度任用職員においても産前産後の休暇を有給の休暇として取り扱うことで国の制度が見直されたことから、当町においても例規の改正を行っているところ

るであります。

次に、7点目の会計年度任用職員の現行給与制度への所見についてであります。当町におきましては地方公務員法と総務省が示しております事務処理マニュアルに基づき適切に制度を運用しているところであり、3点目でお答え申し上げましたとおり、パートタイムの職員として業務内容と勤務条件に応じた報酬としていることから、同一労働、同一賃金の考えに準拠しているものと思っております。

また、勤勉手当につきましては、勤務の成績に応じて支給される能力給的な意義を有する手当であることから、支給に当たっては会計年度任用職員における業務内容や勤務条件などを見直し、人事評価などの勤務実績等を考慮した上で行う必要があるものと考えております。

こうした状況を踏まえますと、国のフルタイムの非常勤職員とは業務内容も勤務条件も異なるものでありますことから、一概に不均衡であると言いきれるものではないというふうに理解をいたしております。

町では、5点目でもお答え申し上げましたとおり、国におきまして必要な改正が行われれば、その内容に準拠した対応を進めていくものでありますほか、さきに申し上げましたとおり、報酬、手当に見合う業務内容や勤務条件などの見直しの検討も必要でありますので、今後適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2件目の葛巻病院正面玄関前通路の通行

禁止の早急改善についてであります。病院玄関前の通路の通行禁止、この措置につきましては、階段の積雪、凍結などによる転倒などによる事故防止のため、施設の安全管理上、冬期間において行っているものであります。

現在は、複合庁舎くずま〜るの完成に伴い、バス停留所の移転や駐車の利用場所が変更になったことで動線が変わってきておりますので、引き続き利用者の安全管理はもちろんのこと、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のこの状況による病院受診サービス低下を招く懸念払拭と、3点目の新病院玄関前通路の安全安心確保と早急な改善対応策については関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

薬局利用に係る動線などにつきましては、病院建設時において相手方とも協議検討を進めてきたところではありますが、折り合いがつかず、現在の状況に至っているものでありまして、町が強制的に対処できることではないことを柴田議員、元町の職員でもありますので、議員にはご承知のことと、そのように思います。

改善対応策等につきましては、これまでも内部で検討してきておりますが、根本的な課題が解決しない限りは抜本的な改善には至れないものでありますこと、ご理解をいただきたいと思います。

現在、複合庁舎くずま〜るが完成し、今後2期分として予定している消防分署等や外構などの

工事が完了しますと、くずま〜る周辺での動線が変わってくることから、令和5年度一般会計当初予算案で町道役場線、下町田子線の改良に向けた詳細設計業務を予算計上しているところでありますので、改めてこの中での検討をしながら最善策を求めてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。まず、会計年度任用職員の関係からまた再度お伺いをさせていただきたいと思っております。現在町の行政全般については、非常に他町村並みというより以上のような、各種施策においてそのような状況になっているというようなことは、前々からそのような認識は持っておりましたけれども、ここの部分だけについては、報酬額についてはあまりにも低いような感じがいたします。一番低い部分は最低賃金に合わせている、そのような状況にあるのではないのかなど。

例えば去年の10月からですか、最低賃金が改定になっているようですが、仮にこれが改正していなければ最低賃金よりも低くなるというような形にもなるのではないのかなと思っておりますし、またこの人数も、先ほどお伺いいたします

と、かなり多いですね。期末手当等についても191人と伺って、4,050万円ほどの出費もあるようでございますが、こういったような部分では、ほとんどの任用される方は町内に住んでおられる方が対象なわけでございますが、こういったような低い報酬、これはどう見ても私は低報酬というふうにはしか考えられないわけです。

それでは、なぜ最低賃金と合わせなければならぬのか、その辺の理由についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。会計年度任用職員の報酬、賃金の件であります。ただいまは最低賃金に合わせた給料体系になっているのではないかとありますが、このことについてお答え申し上げますが、町長からも答弁しておりますように会計年度任用職員の報酬につきましては、総務省のマニュアルに基づきまして、常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴、免許等の資格あるいは経験年数等を考慮して適切に対応することになっているものであります。

このことから、町といたしましては、事務専門におきましては行政職俸給表(一)の1級21号を基礎給与としておりますし、それから最高号給で

ありますが、1級の41号を規定している内容のものであります。

また、事務補助員につきましても行政職俸給表(二)を適用いたしまして、1級5号を基礎号給として、1級25号を最高号給として適用しているものであります。

なお、当町の会計年度任用職員につきましては、在任を1会計年度に限っております。職員の職務の内容あるいは責任の程度、任用の定めのない常勤職員とは異なることから、国のマニュアルに基づいて、ただいま申し上げたような内容での給与水準となっているものであります。決して一般的な最低賃金を適用しているものではなく、この内容については人事院勧告に基づいた給料表を適用しているということのご理解を賜りたいと、このように思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

国のマニュアルのようなことで準じたような措置をしているというようなお話でございますけれども、国でもこのような、最低賃金の場合には全国一律ではございませんので、各県で決めているようでございますけれども、それに基づいたようなマニュアルとは決して私は考えておりません。あまりにも、たまたまこの金額がぴったしのような感じに出てきておりますので、このような私は感

じを持ったわけですが。募集要項に出ておりますから、このような形でいきますとあまりにも、国の職員と比べる前に町の正規職員との格差がまずありまして、さらに町全体の部分については国の職員との格差があるというふうな感じになるのかなと、このようにも思っております。

この辺のところをマニュアルどおり、あるいは類似町村での対応状況などをしっかりと見据えた上での対応はぜひ必要ではないのかなと。近隣町村でも同じような対応方法を取っているでしょうか。調査しておられましたら、その内容について、近隣町村の状況をお知らせいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。基本的には全市町村であります。総務省のマニュアル、先ほどお話ししましたマニュアルに基づいて適切に決定していると、このように思っております。

いずれこの件につきましては、人事院勧告に基づいた、これは民間の給与水準、あるいは先ほどお話ありましたような賃金の状況等を踏まえながら調査をした上で、人勧のほうでも給与改善と申しますか、8月に人事院勧告をしながら改善しているわけですが、これまでも町としてはそういう制度に基づいて、国のそういう人勧等々

に準拠しながら、制度改正をしながらこれまでも進めてきているのが実態なわけでありまして、今後もこれにつきましては適切に対応してまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

先ほども若干申し上げましたけれども、フルタイム会計年度任用職員、先ほどはいないというような感じになっておりましたけれども、法律上支給が可能となっているにもかかわらず、総務省の指導、通知のほうが大きく反映されて、現在全国的に支給されていない実態にあるようです、当町だけではなくて。そのような実態がありますけれども、この指導、通知が法律を優先しているかのような錯覚があるのではないのかなと、このように思っておりますが、町当局ではこの考え方についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。これにつきましては、町のほうでも、この制度ができて3年ということになるわけでありまして、今国のほうでも様々な分野

の、当初、立ち上がりから見ましたときに、改善をしてきておるところであります。例えば休暇の問題、あるいは今回の諸手当の問題、あるいは社会保険といいますか、これにつきましても一般の社会保険から共済、市町村共済の対象にする、そういう状況にも今改善が図られてきておるところであります。

いずれ今後においても、そういう動きと申しますか、改善が図られるであろうと、このようにも思っておりますし、今議員おっしゃるとおり、そういう状況についても今後改善の方向が見られてくる問題であると、このように思っております。

今回の期末手当のほかにも勤勉手当のお話もあつたわけでありまして、これにつきましても今、先般の状況であります、令和6年4月1日に向けての閣議決定をされたようでありまして、今年的人事院勧告等においては勤勉手当等も今後は加味される内容となってくるのであらうと、このように思っておりますので、いずれ様々な改善策が今後も考えられるものだと、このように思っておりますし、町のほうとしては国の示されている内容を適切に対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今副町長からの答弁がありましたけれども、勤勉手当につきましては、私の知り得る情報では3月3日に閣議決定したというふうな情報があると、そういうふうに確認しておりますが、これは早急に来年度から実施したいというような意向のようでございますから、このような部分につきましては早急なる正規な制度改正に見直しをお願いしたいものだなと、このように思っているところでございます。

あと、先ほど答弁いただいた中では、女性の方々が非常に多い人数を占めております。こういったような女性の方々の職場の確保の意味からいっても、会計年度任用職員の任用が非常に大事ではないのかなと、このようにも思っておりますが、特に町内には非常に職場が少ないというふうな事情等もありますし、さらに女性の方々の働き場が少くないというふうなこと等から見ても、先ほどの人数をお伺いいたしましても、男性よりも圧倒的に多くの方々が女性職員で占められている会計年度任用職員でございますので、こういったような部分についても十分私は意を配しなければならないのではないかなと思っておりますが、女性の多い会計年度任用職員の任用、こういったような部分についてはどのようなお考えか、もう一度お答えいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。女性の任用についてのご質問であります。これまでも会計年度任用職員の募集をしながら、女性の方々、男性含めてであります。女性でなければならないとか男性でなければならない、そういう業種というのが本当に限られた業種でありますし、そういう面では特別女性の方々の雇用に対して規制をしているようなことは全然ございませんで、むしろそういう方々の業務、これにつきましては役場あるいは保育園、それから病院、学校関係等々においても女性の方々の雇用はかなりの中で雇用している状況があると、このようにも思っておりますし、今後ともそういう面では女性の雇用についてもしっかりと進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

先ほど町長の答弁の中では、同一労働、同一賃金の関係についても触れていたようでございますけれども、一般の部分については任用と雇用の違いがあるかと思っております。そういったような意味でも、ただ同一労働、同一賃金、考え方がいろいろあるかと思えます。公務における同一労働、同一賃金、こういったような考え方について

ては町当局ではどのような形で報酬等の決定をしていくのか、その考え方について伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

同一労働、同一賃金のことでありますが、同一労働という観点では業務の内容、責任の程度、あるいは職種等々において適正に判断していかなければならないと、このように思っておるものがあります。

そういう中に、同一労働、同一賃金については、同じ仕事をしておれば、これは民間からそういう状況があったということですが、同じ仕事をしておれば、やはり原則同じ賃金を支払うべきだという視点の中で、今回の改正といいますか、これらもされてまいりまして今の状況になっていると思っております。といいますのは、法の改正の際、一番課題になったことは、職員の6割程度に賃金の差があったというようなデータ等も過去に資料として見たことがあります。そういう個々の課題等があって、この給与水準も上げなければならない、あるいはその場合にどうしても問題となっておりますのが、同一の給料ということにはなるわけですが、業務の内容あるいは業務の責任、そのことを踏まえながら、検証しながら適切に対応していくというのが基本にあ

ると、このように思っておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

公務と一般の労働条件については違うということは十分認識して質問させていただいているつもりですが、いずれ現在の会計年度任用職員の報酬はあまりにも低過ぎるというようなことでございますから、類似町村の調査や、あるいは県内の状況等を十分考慮しながら、現実的な対応をぜひやっていただきたいものだなと、このように思っております。

この会計年度任用職員、まだまだいろいろな問題があるようでございますけども、現在は報酬が低いことと、早い機会に手当である期末手当と勤勉手当の支給がなされるような配慮をぜひやるべきだということを申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、葛巻病院前の関係については、地権者との折り合いがつかないというふうな大きな理由というようなことで、私も町職員だから分かるだろうというようなことも町長からいただいておりますけども、それはそれにしても、利用者側から見れば大変危険な、事故防止というふうなこともあるわけでございますけども、足腰の悪い方々が病院に通院しているわけです。特に薬局との感

じですよ。そこが、地権者との折り合いがつかないというようなことなようでございますけども、いずれ正面玄関の利用についてはまた別なような、いろいろな工夫があるかと思っておりますので、その辺のところ。

それから、幾ら折り合いがつかないとはいえ、薬局には通院している方は、ほとんどの方がお寄りするところだと思います。冬期間対策、もう少し考慮しながら、あそこの改善を図るべきではないのかなと、このように思っております。どのようなことで折り合いがつかないのかは私どもは知る由もございません。患者の身になりますと、あのような階段、遠回りをさせた薬局との通路は、私は非常に病院のサービス低下を招くというようなことを申し上げたいわけです。もう少しあそこ改善する余地がないのか、もう一度お伺いをいたしたいと思えます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。現在西側玄関になるかと思いますが、日本調剤側の玄関になりますが、ロープにおきまして通行禁止というような措置を取らせていただいております。それで、これにつきましては落雪等の関係によりましてそのような措置を取っておりますが、今後につきましては、一応今から新

庁舎のくずま〜るのほうの完成に伴いまして、まずは動線というものが、患者さんの動線とか様々な住民の動線が若干変わってくるという部分が1点。

あとは、町道役場線の改良等によりまして、調剤の前、あと病院前の西側玄関前のところ、あの辺でどのような対応が可能なのか、ちょっとその辺につきましては役場のほうとも今後調整して検討してまいりたいと思っております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

道路改良というようなお話も出ているようですが、あそこは町道役場線になるのですか。とすれば、あそこを改善、改良する場合にはどのような改良が見込まれてくるのでしょうか。今のような状況、何か改善策につながるようなものがあつたらお知らせいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答え申し上げます。一応町道役場線の改良ということで、もし可能な措置とすれば、今の病院の玄関と、あとは調剤側に向けた段差の解消といえますか、緩やかにするとか、そのような対応は

可能になるのかなど。ちょっと私、専門ではないのですが、そのような対応は可能なのかなと思っています。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

いずれあの不便さはなかなか大変なものでございますので、ぜひ改善の方法について、難しい問題もあるやに伺いますけども、ぜひ一日も早い解決策を見いだしながら、早急なる改善につなげていただくよう求めたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（高宮一明君）

ここで2時35分まで休憩します。

（休憩時刻 14時23分）

（再開時刻 14時35分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。9番、姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

9番、姉帯春治でございます。私は、一般質問を3つに分けて進めていきたいと思っております。1点

目については若者定住支援住宅について、2つ目は若者の住宅建築、中古住宅取得に対する助成について、3つ目は町発注工事の人件費につながることで、そういうふうに入っていきますので、よろしくお願ひします。

葛巻町の若者定住支援住宅について、3つの種類の住宅があり、それぞれの入居状況はどのようになっているのか伺います。設置目的にある若者定住、町外からの移住の成果はどのようになっているのか。また、入居後に退去された数や状況をどのように捉えているのか。また、入居者の働く場所などの支援の状況はどのようになっているのか伺います。このことにつきまして、これからの改善策などがあつたら伺います。

2つ目に入りますが、若者の住宅建築、中古住宅取得に対する助成についてでございます。若者の住宅取得について、新規に造られた数は、5年間の着工はどれぐらいあるのか伺います。各種補助事業の利用状況はどのようになっていますか。また、補助率アップなどの考えはないのか伺います。

中古住宅取得の状況をどのように捉えていますか。また、リフォームへの補助金の交付なども伺います。

3つ目ですが、町発注工事などの人件費について伺います。土木、建築においては、受注者に対する単価によって積算されると思いますが、近年の単価の推移を伺います。

物価高騰していることから、働き手への賃金ア

ップにつながる単価になっているのか伺います。
よろしく申し上げます。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員の質問にお答えをいたします。葛巻町若者定住支援住宅、住宅に対する支援、各種住宅の入居の状況、若者定住、町外からの移住の成果、入居後の退去の状況、入居者の就労支援の状況、これらについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、各住宅の入居状況であります。町外からの移住者を対象とした定住促進住宅は10棟28戸ございます。入居率が7割から8割で推移している状況にありますほか、町外からの子育て世帯移住者を対象としたいらっしやい葛巻子育て支援住宅につきましては3棟ありますが、全て入居済みであります。また、40歳未満の方を対象とした若者雇用促進住宅につきましては1棟6戸で、現在整備中の施設であります。住宅需要のニーズを踏まえての整備でありまして、一定の入居希望を見込んでいるところであります。

また、その成果であります。住環境の確保は町内に定住、移住する上で最も重要で、欠くことのできない要素でありますので、こうした町有の住宅はもちろんのこと、民間アパートや空き家などあっせんできる住宅の有無が移住定住施策に

与える影響は大変大きく、一定の成果につながっていると認識をいたしております。

次に、入居後の退去の状況であります。定住促進住宅の入居許可期限は原則5年、特別な事情が認められた場合にあっても最長7年としているところでありますが、これまで43世帯の移住者が入居し、26世帯が退去しております。

退去の理由としては、入居許可年限に到達した場合のほか、自己都合や転職などにより入居期限到達前に退去されているケースも多うございます。

次に、入居者の就労支援であります。移住定住対策において住宅の確保と併せて雇用の場の確保が大事でありますことから、町では令和2年6月にいらっしやい葛巻推進課内にくずまき雇用サポートセンターを開所し、無料職業紹介をはじめとする事業を展開しているところでございます。

また、令和3年11月には県内で初となります特定地域づくり事業協同組合を町内7事業者が加盟をいたし、設立をいたしたところであります。組合員の季節の労働需要に応じたマルチワーカーによる新たな雇用の場の創出にも取り組んでいるところであります。

次に、2点目の今後の考えや改善策についてであります。これまでも若年層を中心とした移住、定住を促進するため、用途とニーズに応じた住宅の整備を図ってきたところでありますが、令和5年度におきましては町での暮らしを短期間体験

し、その後の移住につなげるお試し居住を強化することとしております。

また、定住促進住宅の入居期限後、あるいは今後の移住希望者の増加における居住確保に向けて、住宅取得や家賃への助成、空き家バンクの取組、リフォーム、リノベーション事業なども重要な施策でありますので、これらの関連施策との連動を図ることで住宅支援対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の若者の住宅建築、中古住宅取得に対する助成についてであります。若者の住宅取得の状況と各種補助事業の利用状況、補助率見直しなどの考えと2点目の中古住宅取得の状況につきましては関連がありますので、併せてお答えを申し上げます。現在町が支援する住宅取得に関する補助事業につきましては、特定の要件を満たした町外からの移住者が町内に住宅を取得した場合に、その経費の一部を助成する子育て世代移住者住宅取得支援事業のほか、町民が住宅を取得した際にその経費の一部を助成する住宅取得補助事業となっております。

まず、補助事業の昨年度までの直近5年間の実績であります。町外からの移住者に対する助成につきましては新築住宅2件、中古住宅1件となっており、町民に対する助成につきましては新築住宅19件、中古住宅が7件で、合わせて29件、年平均6件ほどの実績となっております。

一方で、今年度は1月末時点での実績であります。町外からの移住者に対する助成につきまし

ては新築住宅2件を予定しております。町民に対する助成につきましては、新築住宅9件、中古住宅1件を予定しており、合わせて12件で、助成件数が増加している状況にあるものでございます。

こうしたことから、住宅取得に対する支援は移住定住対策の効果のほか、地域経済に与える影響も大きいことから、令和5年度において現行の補助制度を拡充する内容で当初予算案を提案させていただいているところでありますので、ご賛同を賜りたいと存じます。

具体的な内容であります。住宅を取得する際に町内の事業所と契約し、施工した場合、助成額を増額し、最大で1件につき200万円を助成する予定であり、住み続けたい町が具現化できるよう、引き続き施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のリフォームへの補助金の交付状況についてであります。町では、町民の皆さんの快適な住環境の整備と建築業における地域経済の活性化を図るため、平成23年度から住宅リフォームに対する経費の一部を助成する事業を進めてきており、これまでに延べ529件、8,000万円を超える助成をしてきたところで、その経済効果は10倍以上になるものと認識をしております。

次に、3件目の町発注工事などの人件費についてお答えをいたします。土木、建築工事における人件費単価の推移についてであります。町が発注する一定規模以上の公共工事につきましては、県が定期的に設定する資材単価、人件費単価など

に基づき設計費を積算しているところであり、物価高騰や賃金上昇などの経済情勢が反映されている県単価を採用して設計額を算定しているところでもあります。

こうした状況を踏まえて、県における人件費の設計単価の推移ではありますが、10年前の状況と比較しますと、普通作業員の人件費は約70%、5年前と比較しましても約14%の増加となっているところでもあります。

次に、2点目の物価高騰の中、働き手への賃金アップにつながる単価であるかという質問でございますが、町では設計額の算出に当たりましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、社会情勢を踏まえて県が定期的に設定する単価を採用しているところであり、それぞれの事業者が労働者に対する賃金アップの有無に対し、町が関与する権限がないことはご理解いただいているものと思っております。

こうしたことから、町では県が定める最低賃金の遵守につきましては指導する立場にあるものの、その範疇を超える部分につきましては、あくまでもそれぞれの事業所に委ねられるものであると認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

今町長から、入居された方々には5年間という期限があるようでございますので、このような期間でありますので、これにしっかり町ではサポートできていると思いませんか、伺います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問、5年間あるいは最長7年での退去後、サポートできているかということについてお答えしたいと思います。町では退去者、あるいは入居中から様々な形で移住定住者、あとは住宅に入っている方々へのサポートはしていると思っております。

その中で、5年後の移住状況はどのような形であるのかというのが多いかというのは、一番はやっぱり民間のアパート等にご紹介するというのも、紹介と申しましても町には不動産業者がないものですので、こういったアパート等の状況がある、あるいは大家さんを知り得る部分でありますのでということで、次のところを紹介している。

2点目とすれば、先ほども答弁等で出ました空き家バンク事業を活用いたしまして、そういった部分で賃貸している部分、あるいは物件購入についていかがですかというふうな部分での相談等をしているものでございます。あるいは、住宅を改めて建てるといった場合には、様々な補助がありますので、そういうふうな部分を活用できます

よといったことでのサポート等をしている状況
であります。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。

町で定住、移住、町外から町に住まわれている
方の合同の交流会を町で自由参加で始めてはど
うですか、副町長お願いします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答えいたします。町内の企
業の皆さんから、2年ほど前からありますが、
情報交換会といいますか、あるいは新社員の歓迎
会といいますか、そういう機会をつくりながら、
雇用の確保といいますか、そういう点での状況を
伝えながら、町の施策的な部分も伝えながら、そ
ういう機会は今後も多くつくってまいりたいと、
このように思っているところであります。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。

2点目に入りたいなと思っております。町の補
助金ですが、新規に家を建てるということになり
ますと、大工さん何人かから聞きましたけども、
約20立米というと、大体30坪ぐらいの家は建つ、
使うよということで、そうなりますと1立米3万
円でしたかな、そういうことで60万円台の補助
金にしかないということでございます。

また、5年度の一般会計のほうを見ますと、1
つは町産材の利用、あれは件数が少ないですよ
ね。だから、私としては使い勝手の悪い事業では
ないかなと、もう少し考えて使い勝手のよい事業
にしてもらえればいいのかと思います。

また、新規に家を建てるということになります
と、先ほどの私の考えでは約2,500万円ぐらいか
かるのではないかなと考えていますが、いろんな
補助金を含めて5分の1ぐらいを町で補助金を
頑張れないのかなと。というのは、先ほどからア
パート、アパートと言っていますけども、アパー
トであれば出ていきやすいのが1つだと思いま
す。そして、やはりいつでも仕事の都合で出てい
けるということが1つありますけれども、これを
町の若い方々全部に当てはまるような補助金を
つくったらどうでしょうか。これを副町長からお
願います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

それでは、お答えいたします。今町のほうで町内の住宅建設に当たりまして、これまで町外からおいでになっていただく、いわゆる移住、定住という対策としてはいろんな条件があるわけですが、400万円を限度として新築住宅取得について補助体制を取っておりますし、もう一つは町に住んでいる人が新築する際、これについてはこれまで100万円を一つの補助限度額としてきたところではありますが、今回の令和5年度の当初予算にもその対策を盛り込んでおりますが、それを200万円に引き上げをしておるところであります。

それから、リフォームの関係でございますが、これまで基準額としては15万円を限度として進めていただいていたところではありますが、今回50万円に引き上げながら、そういう住宅取得に係る対策としてさらに充実させていく考え方で、来年度の分についてもそういう対応をしております。

いずれ今後につきましても状況をさらに見ながら、その充実に向けてまいりたいと、このように思います。

議長（ 高宮一明君 ）

姉帯春治君。

9番（ 姉帯春治君 ）

まず、新規の場合ですけれども、これを定住、移住の方に充てて予算をつくったようですけれども、私は最も、それも大事ですけれども、町内にい

る若い方々が、年取った方々との若干のずれがあって出ていく人がたくさんいるようでございます。そのためにも町内の若い方々にも当てはまる新築住宅の補助金はどうかと考えています。そういうことで、これからでもいいですので、考えてはどうでしょうか。

また、先ほど中古住宅のリフォームということでございますけれども、新しいのであれば坪単価ができます。中古住宅のリフォームは、坪単価ができません。というのは、壊してみないと分からないわけですので、そうするとリフォームには解体して、また後片づけするにもかなりのお金がかかります。そういうためには、もっともっと大きく予算を取ってはどうか。副町長、お願いします。

議長（ 高宮一明君 ）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

それでは、お答えいたします。先ほどもお答えしたわけではありますが、町内の新築等々について、あるいは若手の人たちの対応として、もっともっと充実させるべきだという質問ではありますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、これまで令和4年度までは町内の新築に対しまして100万円の補助をしてきたわけですが、それを倍にして、令和5年度の対策として今回予算案を提案しておるものであります。

そういう中で、中古住宅等々につきましても、今お話ありますように様々な解体等々においてのご意見もあるわけでありましたが、中古住宅のリフォームと申しますか、そういう観点につきましても、これまでも他の町村と比較した場合に相当の支援策と申しますか、そういう対策は講じ得ると思っておりますが、今後もさらに充実に向けて取り組んでまいりたいと、このように思いますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

まず、移住、定住の方も大切ですが、せっかく町の若い方々が出ていくようになれば大変だと思われまいます。ですので、長く時間がかかってもいいと思いますが、やはり町内の若い人たちが残れるような頑張り方を考えてほしいなと思っております。

次に、3点目ですが、先ほどの町長の話もしっかり分かりました。ですので、近隣の市町村の会社の方、近隣の市町村の町への会社の取りかけを呼びかけて、そして単価につながるようなことをしないと、若い方々も誰もが暮らしていくに大変だと思っておりますので、その辺についてはどのように思っていますか。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ご質問にお答えいたしますが、公共工事等々に係る労務単価とか、そういう点でのご質問でしょうか、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

（「それで、いいです」の声あり）

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、町のほうで発注しております工事と設計単価等々についてお話を申し上げますが、町のほうで進める際に、県の設計単価、公表されております労務単価、あるいは普通作業員の単価、さらには特殊運転手、あるいは配管工、鉄筋工、型枠工等々、いろんな職種によってそれぞれ賃金が定められておるものであります。その公表されている単価を町の工事をする際、その単価を設計に盛り込んで、そしてそれを、工事の設計を基に発注しているというのが実態であります。

したがって、最近の賃金の状況等々につきましても途中で、そういうふうな物価の上昇等も含めてであります。工事を進めておる中で一部変更というか、そういう状況にも対応しながら進めておるといのが実態であります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

この前、建設会のほうで安全委員会を開きましたけど、2月16日だったかな、かなり普通の単価の人夫賃が上がっているようでございますので、できれば町としても我々としても、どれぐらい払いなさいということとはできないわけですが、できるだけ頑張って賃金を払わないと、何か出ても人手がなくなると思われます。やはりそこを考えると、ある一定の賃金を払って、そして人夫を確保しておくのが普通ではないでしょうか。その辺についてはどのように考えますか。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。賃金についてであります。町長からも答弁申し上げましたように、町が直接関与するといいますか、このことができないものではあります。統計資料等を基に、少し簡易的ではありますが、算定されている所得の状況を少し調べてみたところではありますが、平成24年、10年ほど前になるわけではありますが、その際の平均所得が労務者の場合214万円でありましたが、平成29年でありましたが、225万円、そして令和3年でありましたが、241万円というようなこと

等で、この10年間、あるいは5年間等で、それぞれの事業者でも大変そういう面での改善、努力とございますか、そういったふうなこともしておられるのではないかなという、その数字上から若干調べてみますと、そういう状況にあるということですが、今全国的にもおっしゃいますように大幅な賃上げとございますか、そういう動きがあるものでありまして、今後やはり必要な人材を確保するためには適正な給与水準とすることが重要でありまして、町といたしましても人材確保、そして町民の所得の向上に各事業者と一緒に頑張って取り組んでまいりたいと、そのようにも思っておるところであります。

町では、これまでと同様に適切な設計に基づいた発注をするとともに、業者に対して適正な単価の情報を提供しながらであります。設計上の労務単価の引上げが労働者の所得の向上にもつながるものでありますので、一緒に取り組んでいかなければならないと、このようにも思っておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

ずっと前ですけども、葛巻で北上山系開発事業というのがかなり前に行われたわけですが、私も分かりませんが、ある人はそのときに単価が倍にも3倍にも4倍にもなったということですので、

やはり国、また町の事業に対してそういうことがあれば、何かのきっかけで上がっていかないと、ある会社に行ってお願ひできない。周りが上がっていくと、そういうふうな単価の水準になるかなと思っていますので、その辺をこれからもよろしくお願ひしたい。

そしてまた、定住、移住の方々がたくさん来るように聞いております。それで、まずいつでも、できればアパートと言わないで、新規に造っていただくように、そして補助金をもうちょっとかさ上げして、そして考えたらどうでしょうか。

私の一般質問を終わります。

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

議長（高宮一明君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日3月7日から13日までの7日間を休会としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月7日から13日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月7日及び10日は議案審査のため、輝くふるさ常任委員会を開会しますので、お知らせします。

今日はこれで散会します。ご苦勞さまでした。

（散会時刻 15時15分）